

西日本入会林野研究会

会 報

(第18号)

『入会林野整備と生産森林組合』

(第18回シンポジウム)

- <入会権基礎セミナー>中尾英俊 (1)
- <報告要旨>
- 長崎県における入会林野整備の現状と問題点七里成徳 (12)
- 福岡市における入会林野整備の事例大鶴進吾 (15)
- 生産森林組合と地域の活性化小西護郎 (19)
- 生産森林組合の課題と今後の対応方向岡森昭則 (23)
- <シンポジウム>
- I 入会林野整備問題(七里報告) (28)
- II 入会慣習の再確認作業(大鶴報告) (31)
- III 丸山生産森林組合の現状と課題(小西報告) (34)
- IV 生産森林組合の将来(岡森報告) (37)
- <大会記事・総会報告>
-

1994・7

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称）本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的）本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに
に会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員）本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研

究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所）本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条（役 員）本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年する。

第七条（総 会）本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費）会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度）本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

入会権基礎セミナー

西南学院大学教授 中尾 英俊

1 入会権とはどのような権利か

最初に、「入会（いりあい）」ということばについて触れておきたい。徳川時代には、生産は、基本的には村単位で行なわれていた。ここでいう「村」は、いうまでもなく、現在の地方公共団体たる村と異なる。現在でいえば、概ね、部落や区と呼ばれる村落共同体に該当する。村内の田畑は、個人に分割して耕作されることが普通だったが、農業生産や日常生活に必要な稈や薪などを採取する山林原野は、この村を単位として、しかも、数ヶ村の共同で管理されることが珍しくなかった。このように、一定の山林原野に複数の村の人々が入り会うところから入会ということばが生まれてきた。

もちろん、一村単独による管理の例もあり、現在はこれを「一村入会」「村中入会」と呼ぶことが多いが、当時は、「一村共有」「村中共有」と呼んでいたようだ。また、ある村持ちの山林原野に他の村の村人が立ち入ることが認められているような場合もあった。この場合、持ち主側からみたら「自村入会」となり、そうでない村の方からみたら、「他村入会」となる。

明治期の民法制定にあたって、このような権利を「入会権」と呼ぶようになり、次の2カ条の規定が置かれた。

民法263条 共有ノ性質ヲ有スル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ外本節ノ規定ヲ適用ス

294条 共有ノ性質ヲ有セサル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ外本章ノ規定ヲ準用ス
前者「共有ノ性質ヲ有スル入会権」は自村入会に、後者「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」は他村入会に相当する。後者は、国有地、公有地、会社有地などのような土地に地元民が入会権という使用収益権を有するという場合であり、その権利は、いわば地上権のような（所有権でない）権利ということになる。これに対して、前者の場合、単なる使用収益権に留まるのではなく、共同所有権そのものであるというべきである。

要するに、入会権とは、「村」の人々が山林原野など（他には溜池といったもの）の土地を共同で管理する権利と定義づけることができる。そして、この「管理する権利」は、共同所有権にもとづく場合（共有ノ性質ヲ有スル入会権）と単なる使用収益権にもとづく場合（共有ノ性質ヲ有セサル入会権）に分かれるということであ

る。

前者の場合には、「共有」の節（民法第三章第二編第三節）に規定があるので「共有入会権」と、また、後者の場合には「地役権」の章（同第六章）に規定があるので、「地役入会権」と略称されることが多い。

ところで、市町村有地上の地元住民の権利は、入会権ではなく、旧慣使用权（地方自治法238条の6）ではないかという意見がある。地役入会権は、国・公有地上にも存在するのであり、むしろ、旧慣使用权の方が（旧慣使用林野整備という手続きは存在するにしても）、実体のない概念だといわざるをえない。したがって、この山は入会林野である山は旧慣使用林野だという取り扱いをするのは危険である。

2 どのような人が入会権者か

入会権は集団的な権利であるが、この点が、通常の個人的な権利と違うところがある。問題は、ここでいう「集団」とはどのような組織かということにある。前述のように、この組織は、現在では、部落や区と呼ばれる地域集団であるが、その構成員たる住民が入会権者にほかならない。では、まったくの部外者がその地域に転入して住民登録を済ませたら、そのことだけで、ここでいう「構成員」となるのかといえば、そうではない。入会権の主体たる入会集団は、構成員がともに力を合わせて一定の財産を管理する、なかま共同体であるから、この一戸前の住民としてなかまに加わらない者は、いくら地区内に居住しても、入会権者となることはない。

入会集団への新規加入の基準は、各集団によって異なっている。新規加入は一切認めないという地域もあるし、分家は認めるが外来者は認めないというところもある。または、外来者であっても、一定期間、地区の務めを果たせば加入を認めるという例もみられる。最も緩やかな基準は、外来者が地区の集まりに出席してあいさつし、酒の何本かを出して、その後、一年程度、地区の務めを果たせば加入を認め、といったものであろう。

3 入会集団の構成員が有する権利はどのような性格をもつか

共有入会権の場合は、一種の共同所有権であるが、前述のように、集団的な共同所有権であるから、普通の個人的な共有とは性格が異なる。たとえば、このような集団的な関係にない者3名が共同で土地を買取ったとする。このうちの1名が他の2名に対して、土地の分割を請求することは認められるし、また、その者が自己の権利（持分）を他の2名に無断で売り払ってしまうこともできる。

これに対して、入会的共有の場合には、個別的な入会権者が財産について分割請求することができないし、各自の持分を自由に譲渡することも認められない。というのは、入会的な共有財産の場合には、集団構成員（個別入会権者）が権利者であるという面と、集団そのものが権利者であるという側面の双方が存在するからである。すなわち、入会権は、構成員が有する入会権（持分権）と集団が有する入会権とに分かれるが、結局は、集団的権利という性格ゆえに、持分にもとづく分割請求の禁止や持分の譲渡の制約という特徴が生まれてくるのである。なお、入会には持分がないとする学説があるが、もともと、百姓株の共有が入会だったのであり、この株が持分にほかならないから、その学説は誤りである。ただ、普通の個人的共有の場合のように、持分にもとづく財産の分割請求や持分の自由な譲渡ができない。さらに、なかまでなくなれば、この持分を喪失するというところに特質がある。これが転出失権の原則である。

ところで、このような入会的共有を「総有」と呼ぶことがあるが、この用語については、注意しておかなければならない。というのは、ある財産が総有だといった場合、部落内に居住する住民総員が権利者であるという誤解が生ずるおそれがあるからである。前述のように、総有＝入会的共有は、なかまだけの共有なのだから、このなかまに入っていない地域住民は、権利者ではないことを明確にしておくべきである。

なお、入会持分権の譲渡について付け加えておきたい。先ほど、自由な権利譲渡ができないと述べたが、まったく譲渡ができないというのではない。たとえば、転出予定の入会権者が部落内に居住する分家で持分を有しない者にこれを譲渡することを望む場合があり、これを入会集団が認めるといった例がみられる。このように、一定の制限のもとに、入会集団が入会権者の持分譲渡を認めるというのは、入会権が集団的な権利であることに反するものではない。

4 入会地の利用形態

もともと、入会地の利用は、採草採薪といったいわば古典的利用が中心であり、入会集団の統制のもとに、各入会権者が自由に山入りしてきた。最近では、この形の利用は少なくなり、集団が自由な山入りを禁止して、共同で天然林を育成し、木炭材や椎茸原木として売り払って現金収入を得る、あるいは、さらに共同で植林して収益を上げるという利用形態が多くなった。これが「留山（とめやま）」と呼ばれる団体直轄利用形態である。その特殊なものが、たとえば集団外の者などに土地を貸

し付けて植林等を行なわせるという契約利用形態である。

または、入会集団が、入会地を区割りして各入会権者に割り当て、植林などによって収益を上げること認める、という形がある。この場合、土地所有権は全入会権者の共有であるという取り扱いが行なわれていれば、これを入会地の「割山（わりやま）」利用＝個人分割利用形態として位置付けることができる。

5 「慣習」の意味

先ほど掲げた民法の2ヵ条は、要するに「入会権は各地方の慣習に従う」という内容である。「各地方」とは、入会集団をあらわすことばであるが、ここでいう「慣習」とは何か問題となる。これは、入会集団のしきたり・掟といったものだが、必ずしも文章化されているわけではなく、いわば不文律として生きていることもある。入会地について裁判が提起された場合、裁判所は、このような慣習に従った判断をする必要がある。上記2ヵ条はこのことを明らかにしているのである。

先ほど述べた「転出失権」の原則は、基本的な入会慣習であるが、裁判所が慣習に従って裁判するということが実際にどういうことか、具体的にケースを設けて考えてみたい。

「各入会権者の記名共有名義で所有権登記がなされている入会地上の立木が伐採され、その収益が在住の入会権者に配当されたところ、以前に転出したかつての入会権者が、自己の共有登記名義を理由に土地の所有権を主張して配当金支払いを求めた。入会集団は、これに応じなければならないか。また、部外者が登記上の共有持分を取得した場合、入会集団は、この部外者を権利者と認めなければならないか」

結論からいえば、入会権は転出によって失権するから、入会集団は転出者に対して配当金を支払う必要はない。ただ、登記上の共有持分が残っているので、入会権は喪失したにしても、地盤所有権は残存しているのではないか、という疑問が生ずるかもしれない。この点について、さらに、広島県三原町所在の入会地をめぐる裁判を例として考えてみよう。

その入会地については、約45名の記名共有名義による所有権登記が行なわれており、割山利用に供されていた。入会権者のうちの1名Aが転出し（ただし登記上の共有持分がそのままになっていた）、その株が空き株となり、割地が空き地となったので、部落によって、地域内の分家でこれまで株を有しなかったYにその区画が割り当てられた。Yは、これにもとづいて、同区画内の立木を伐採したところ、Aから登記上の共有持分を譲り受けた部外者XがYを相手として、伐採木差押えおよび損

害賠償を求める訴えを提起した。Xの主張は、土地の共同所有者たるAからこの権利を取得したから、本件土地はXを含む登記名義人だけの共有財産である（Yは登記名義人ではないから所有者としてこの土地の利用はできない）というものである。

第一審がXの主張を認めたので、Yは、この土地は入会地であり部外者であるXがその権利を取得することはできないこと、および、自らが入会権を取得したことを主張して控訴した。Xは、登記上の共有持分が部外者に流れた例が他にもあるから、この土地は入会地ではないと反論した。

控訴審は、Xの主張する外部への流出は担保流れであって、すでに買い戻されており、本件土地は入会地としての性格を失っていないとした。その上で、控訴審は、Aは転出失権の原則によって無権利者になっており、たとえXが登記上の共有持分を取得してもXはAから権利を取得できないとして、X敗訴の判決を言い渡した。

Xはこれを不服として上告したが、上告審・最高裁昭和40年5月20日判決は、原審の判断に違法なしとしてこれを棄却した。

代表者三名の共有登記となっている入会地において、そのうちの一名が部外者に対して登記上の共有持分の一部を売り渡し、残りにつき抵当権を設定して各登記を経由した事例においても、最高裁43年11月15日判決は、同様に、当該売買および抵当権設定が無効であることを明らかにしている。

これらの最高裁判決から分かることは、入会権は、その入会集団が有する慣習によって内容が定まるのであり、登記とは関係がないということである。

ところで、入会林野近代化法にもとづいて入会権を消滅させ、知事の嘱託登記によって旧入会権者全員の名義で所有権登記をした後、そのうちの一部の者の一種の代表者登記とした場合、この登記名義人が恣意的に部外者に移転登記をしたら、他の権利者は、この部外者と争えなくなる可能性がある。しかし、入会権を消滅させていなかったら、入会集団は、この部外者に対して、当該財産が入会地であることを主張して、その移転登記が無効だと主張できるわけである。

入会地の登記名義人が死亡した場合、その相続人は入会慣習を知らないことが多く、相続登記をして権利主張をすることがある。この場合、登記官には書面を審査する権限（形式審査権）しかなく、実際に相続人がその山林を相続したかどうかの審査権（実質審査権）がないので、登記官は、この相続登記申請を却下できない。そこで、このような相続登記がなされてしまったらどうすればよいか。入会権者は、その抹消登記申請ができないので、当該相続人にそれを請求すべきだが、この者が

それに応じない場合には、判決による抹消以外はない。ところが、この相続人がさらに部外者に移転登記したらどうなるか。ここで、不動産登記に関する、ある原則について触れておきたい。

「A所有の不動産につき、Bが登録印や印鑑証明を盗用して、Aを登記義務者とする登記申請書等を偽造しAからBへの移転登記を行ない、さらに事情を知らないCにこれを売り払って、その旨の移転登記を完了した。CはAに対して、この不動産の所有権取得を主張できるか」

この場合、AにはBに対する所有権移転の意思がないから、AB間の移転登記によって、Bがその不動産の所有権を取得できないのはいうまでもない。問題は、事情を知らないCは、Aとの関係で保護されるかというところにある。

結論からいえば、Cは所有権を取得できない。Bは、当初からこの不動産については無権利者であったから、Cに権利を取得させることはできないのであり、たとえ、Cが事情を知らなかったからといって、Cの権利取得を認める規定が存在しないので、原則として、AはCの登記が実体を欠くものだと主張することができる。前述のように、登記官には、実質審査権がないので、Aを呼び出してBへの所有権移転の意思を確認するなどの措置をとることは認められず、結局、偽造書面による虚偽の移転登記を防止することはできない。そのために、権利登記における登記簿の記載内容につき、国が全面的に真実だと請け合うことはできない。このことを、不動産登記に公信力がないと表現する。Cは、これを踏まえた上で、慎重にBとの交渉に臨むべきだったということになる。

入会権が登記に関係がないという原則は、登記に公信力がないこととも関係する。すなわち、転出によって入会権を喪失した者が、登記上の共有持分を部落外の者に移転しても、その者にいかなる権利も発生しないということである。

入会近代化法ができて20数年経つが、制定の際に、転出者の取り扱いをどのようにするかという点で問題となっていた。当時、転出者には、「権利放棄」してもらうという方法が考えられていたが、その者が「放棄」しなかったらどうするかという形で議論されていた。ところが、よく考えてみると、「権利放棄」という方法はおかしい。なぜならば、転出者は権利を喪失しているのだから、「放棄」のしようがないからである。そこで、転出者から提出してもらうのは、「権利放棄書」ではなく、「権利喪失確認書」であるべきである。現在の入会整備手続きにおける「確認書」の制度は、このようにして確立したのであるが、この制度は、前述の最高裁判例の理論（入会権における転出失権の原則）を根拠としている。

ところで、入会権者に慣習の内容を尋ねてみると、自分の地域には慣習はないと

いう答えが返ってくることもある。しかし、慣習がはっきりしないということはあるけれども、入会集団に慣習がないことはありえない。私は、20年以上も前に奄美群島を訪ねたことがあるが、ここの林野は、町村有林が主で部落有林はほとんどない。当地で地元の人に入会林野について聞いてみると、入会慣習はないという返事だった。しかし、この町村有林に、地元民が立ち入って松木を採取している事実があったので、さらに、慣習がないということは誰でも採取できるということかと尋ねてみると、地元部落に居住して構成員となれば自由に採取できるのだという。ならば、部外者の立ち入りはどうかと問えば、それはできないという。また、採取方法にも制限が設けられており、たとえば、チェーンソーの使用は禁止されている。すなわち、これが、町村有林に関する地元部落の管理権限なのであって、上記規制が慣習そのものである。転出失権の慣習が明確でないという地域においても、これまで転出者の権利存続を認めた例がないとすれば、それは、転出失権の慣習が存在することを意味している。

転出してもつねに失権しないのならば、それは入会ではない。しかし、転出者の権利存続を認めた例があるからといって、直ちに入会ではないということにはならない。たとえば、転出者の先祖が入会地の払下を受けるにあたって貢献したので、その人だけ特例とするといった取り扱いをしても、入会としての性格が否定されるわけではない。

6 入会林野と開発

入会林野は、開発資本の目標とされることが多い。その理由は、入会林野については、いわゆる開発が遅れており、また、個人有林と違って面積がまとまっているというところにある。このような開発事業と入会権が衝突することがある。ここで注意しておかなければならないことは、開発資本が入会地を開発するためには、入会権者全員の合意が必要ということである。

長野県八ヶ岳山麓所在の共有入会林野において、入会権者間で、ある訴訟が行なわれている。この事例は、西武系開発資本が記名共有名義たる入会地について、登記名義人たる入会権者とだけ売買契約を締結したので、名義人でない地域住民が登記名義人を相手に入会権の確認を求める訴えを提起したものである。長野地裁は、原告（非名義人）の入会権を認める判決を言い渡している（現在東京高裁で控訴中）。この判決にもとづけば、同企業は、登記名義人以外の入会権者の承諾をえなければ、その入会地の所有権を取得することはできない。

この理論は、地役入会の場合も同様である。たとえば、市町村有入会地について、企業が同自治体にその売り渡しを求めた場合、議会の議決を経て当該自治体はその所有権を移転することはできるが、そのことによって、この入会権は影響を受けない。その企業が地役入会権による制限を受けない所有権を取得するには、所有者としての自治体のほか、地役入会権者全員の承諾が必要ということになる。

入会権の廃止において全入会権者の合意が必要なのは、次の理由にもとづいている。たとえば、10名平等の割合による共有入会地の場合、入会権者各自が10分の1づつの持分を有する。もし、この入会集団の多数決によって、入会地の売却、貸付け、抵当権設定といった処分が可能だとすると、これに反対する少数者の持分を侵害することになる。一般に共有者が共有物に変更を加える場合、他の共有者の承諾が必要となるが（民法251条）、共有入会地もここに含まれるのである。ただ、立木伐採などのような行為は、ここでいう変更ではなく、民法252条における「共有物ノ管理」に相当するので、入会権者の過半数で意思決定することができる。このような結論は、共有入会権が一種の共同所有権であり、入会権者各自が有する持分が所有権としての性格を有するところから導かれるが、共同利用権たる地役入会権の場合も、これに準じた扱いを受ける（民法264条）。したがって、入会地売却などにあたっては、いずれの入会権の場合も全員の合意が必要ということについて変わりはない。ただ、ごく一部の入会権者が理由のない反対をしたらどうであろうか。

この点につき、山梨県富士山麓所在の入会をめぐって、興味ある裁判が行なわれている。この事例は、当該入会地の中に道路が設置されることとなり、入会集団の総会で協議され、一応は全員賛成の決議が行なわれたが、その後、一部の入会権者が反対して裁判を提起したというものである。これに対して裁判所は、いったん賛成しておきながら後になって翻って反対する正当な理由がない、という判断を示している。すなわち、少数者による反対が権利濫用となる場合もあるということである。もっとも、権利濫用となるかどうかは慎重に判断する必要がある。

前述のように、入会地は、まとまった面積ゆえに乱開発の対象として狙われやすいという側面と、入会権者全員の合意がないと処分できないという原則のために、入会権の存在が乱開発防止の役割を果たす可能性があるという、二面性を有している。

7 結び

山林の保全のために、入会整備と入会権の存続という二つの方法がある。聞くと

ころによると、入会整備によって生産森林組合を創ったが現金収入がない一方で、法人住民税の負担が重いので、組合を解散したいと希望する地域も少なからずあるという。また、生産森林組合を設立したにもかかわらず、実際には旧来の入会慣習がそのまま生き続けている例も珍しくない。そうすると、入会整備を進めてきた政策が良かったのかどうか、私も入会林野コンサルタントの一人として、真剣に考え直さなければならないと思っている。現在、まだ、入会整備が実施されていない地域がずいぶんある。林野庁では、そのような地域での実施を勧奨してきた経緯があるが、現在残っている入会地の場合、整備が難しいか、もしくはその必要性が低いといった事情があることが多い。このような林野については、入会整備をせずに高度利用する道を考えなければならないだろう。

なお、最近、地縁団体法人という制度が地方自治法260条ノ2に設けられたので、特にここで触れておきたい。この制度は、町内会や部落会などの地域集団が、主に集会所の土地建物を集団名義で登記できずにいる事態を解決するために創設されたものである。入会集団が所有する入会地の地盤所有権登記の方法として興味を持たれる向きがあるかもしれないが、この法人制度創設にあたって、自治省と林野庁の間で協議があったわけでもなく、全く入会林野と無関係に設けられたものであって、入会集団による入会地の登記としては不適切である。この点を具体的にいえば、住民全員が地縁団体法人の構成員となり、したがって、外来者も直ちに加入するという、ならびに、財産は住民の共同所有ではなく、法人による所有という形式となるので、共同所有を本質とする入会権とは性格が合わないといわざるをえない。

質 疑

質問者 西田裕美（岡山県美甘村）

西原寿明（愛媛県八幡地方局林業課）

（西田） 岡山県美甘村に村有地として1000haの採草放牧地があるが、これについて問題があるので意見を伺いたい。同村は、昭和22年に5つの部落が合併して誕生したが、その際、各部落が部落有地を提供して村有地を形成した。ただし、地元住民の利用は旧来通りとされた。前述の採草放牧地はその一部だ。昭和30年頃、この土地に分収造林をすることとなったが、その際に、地元民によって植林および管理がなされて収益の90%が地元を支払われるという契約と、村が全面的に植林および管理責任を負い、収益の50%が地元を支払われる契約が締結された。この政策によ

て、採草地500haに植林が進んだ。残りの部分については、当時、乳牛生産が盛んであったことから、部落で採草放牧目的の草地改良を奨励する条例を設けた。現在、乳牛生産が衰退して採草利用が減少し、土地が荒れ放題となっている。そこで、村議会等で議論され、高度利用をするためにこれらの土地を村に返納してもらうという施策が検討されたが、地元では、利用権喪失のための補償を求める声が強かった。①村は、地元に対してその補償をする必要があるか。また、この問題をきっかけに、②村が全面的に植林ならびに管理している山林からの収益の5割を特定部落に支払うのはおかしいという意見が出てきたが、この点はどうか。

(中尾) 昭和22年に部落有地を村有地に統合する際に、どのような取り決めがなされたかが問題となる。明治43年部落有林野統一に関する府県知事あて農商務・内務次官通牒により、部落有林野が市町村有に統一されるようになった。この政策は、昭和12年頃まで続けられるが、現在の公有林はこれによって成立したものが多い。実際の統一にあたっては、当然ながら、地元部落の抵抗が強かったので、旧来通り地元民に利用を認めるという、条件付統一が多かった。この場合、地元民の利用権限は、地役入会として存続したというのが、一般的な解釈である。問題は、その後、部落住民が利用しなくなった場合であるが、市町村が特に利用していなければ、旧来からの権利関係は存続しているとみられる。そこで、①市町村が新たに利用計画を提示して権利放棄を求める場合、一般論としては補償するのが憲法29条の精神からみて適切であろう。また、②全面的に村が管理する山林からの収益につき、5割が地元部落に支払われるという取り決めは、村に財産提供した部落の旧所有者としての地位を考慮してのことではないか。したがって、そのような土地の利益は100%を村全体が受けるべきだという議論は成り立たないように思う。このように、部落が利用権（入会権）を留保して、山林を市町村に提供したという場合、部落の入会権と市町村の所有権とどちらがどのくらい強いという観点から、収益金の配分割合が決まってくるだろう。

(西原) 財産区有林野と入会林野の違いについて聞きたい。

(中尾) 財産区については、新財産区と旧財産区の区別が重要だ。たとえば、A村とB村の合併計画に際して、A村には村有の地役入会地があるがB村にはこれがないので、A村住民から合併反対意見が出てきたという場合、この入会地の権利をA村の範囲に制限するため、当該山林を中心に財産区が設置されることがある。これがいわゆる新財産区だ。その前身は、旧市町村有財産であり、一種の公有（財産区という行政体所有）財産として位置付けられる。そこに地元民の地役入会権が存続しう

ることも、一般の公有財産と同様である。この新財産区は、市町村合併や境界変更の際に限って設置することができる。一方、旧土地台帳や登記簿表題部の所有者欄に、〇〇区あるいは大字〇〇と記載されている土地につき、行政により、しばしば財産区として扱われることがある。これが、旧財産区である。私の知る例では、北九州市や大阪府において、このような土地が財産区有地として扱われ、住民との間で紛争が生じている。この旧財産区が真に財産区であるのか、大いに疑わしい。むしろ、共有入会地ではないかと思われる。新旧の区別の基準としては、新財産区の場合、財産区議会もしくは管理会が設置されており、財産区条例が設けられている。また、その所有する不動産については、公有財産の一種として固定資産税はつねに納付されていない。ここに地役入会が存在する場合、入会権者全員および財産区管理者としての市町村長の同意によって入会整備することができる。財産区議会や管理会もなく、また、固定資産税が納付されているといった事情があったら、まず、それは財産区とはいえない。ところで、旧土地台帳や表示登記における所有者が〇〇区や大字〇〇となっていると、共有入会権者がこれを売り払おうとしても、法人でない入会集団（部落）名義では、保存登記や移転登記ができない。そこで、この〇〇区等を財産区と擬制して保存登記をなし（財産区は公法人だから登記上の主体となりうる）、市町村長をその管理者として移転登記手続きをとるというテクニックが使われる場合がある。ところが、これをきっかけに、前述のような表示登記がなされている土地はすべて財産区有地であるという誤った認識のもとに、財産区名義で保存登記が強行されてしまうことがあるので、注意を要する。なお、新財産区議会の議員選挙については、当然に公職選挙法の適用があるので、原則としては、住民全員に選挙権が認められる。しかし、前述のように、新財産区成立の経緯は、旧市町村財産に関する旧来からの権利関係を守ろうとするものであるから、最近の転入者を含めて全員が選挙権を取得するのは実情に合わないという側面がある。そのため、福岡県において、旧来からの入会権者に選挙権を制限することが認められている例もある。この場合には、当然、議員全員が入会権者であるから、財産区および財産の運営に支障をきたすことはない。問題は、選挙権にそのような制限がないため、入会権者でない住民の意思が議会に反映する恐れがある。しかし、財産区議会は、入会権者の意思を無視した管理を行なうことができないことに注意すべきだ。

長崎県における入会林野整備の現状と問題点

長崎県林務課 七里成徳

長崎県の入会林野面積は25,000ha、このうち半数について整備が完了しているが、近年、整備の進捗が低下している。その原因と対策について考える。

1. 入会林野の分布と整備の概況

長崎県の入会林野の面積と整備状況を県の地方機関の管轄区域(図1)別にみると、図2のように五島や対馬などの離島に入会林野が多いこと、離島の中でも対馬の整備が遅れていることがわかる。

図1 長崎県の地方機関別林務行政管轄区域



昭和41年に入会林野近代化法が成立して以来の入会林野の整備状況は図3のように、法制定直後の昭和40年代後半に整備のピークとなり、以後徐々に整備面積が減少している。

整備後の所有形態は生産森林組合が72%、個別所有が22%、共有が6%。整備開始当初は生産森林組合の比率がこれより高いが、後半になると生産森林組合の比率が低下し、その分個別所有の比率が高まっている。近年は農林業の低迷が続く中で、農林業以外の土地

図2 地域別入会林野面積と整備実績

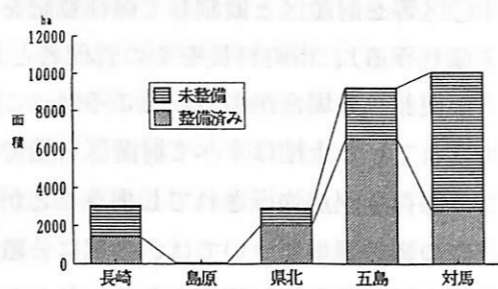
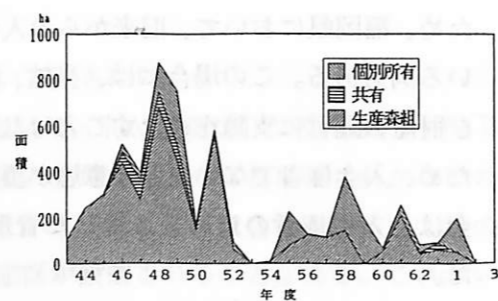


図3 入会林野整備実績の推移



利用の要望が増えており、土地の転用において、より自由度の高い個別所有の形態が好まれるようになった。他方、生産森林組合は、伐期に達している林分が少なく、林業収入が少ないことから、法人税の支払が負担になっている。また、農山村の過疎化にともない、組合員の高齢化が進み、乏しい年金の中から組合の運営費を支出している事例もあり、問題点が多い。

2. 整備が進まなくなったのはなぜか

A. 造林推進が林政の主要課題ではなくなっている。

長崎県の造林面積は昭和30年代のはじめに年間6,000haのピークを記録して以後徐々に減少し、平成4年には177haまで低下した。しかし、入会林野近代化法が制定された昭和40年には年間4,000haの造林がおこなわれ、造林面積はまだ高い水準を保っており、県や市町村は一丸となって造林推進に取り組んでいた。当時は、人工林率の低い入会地が造林

図4 造林面積推移

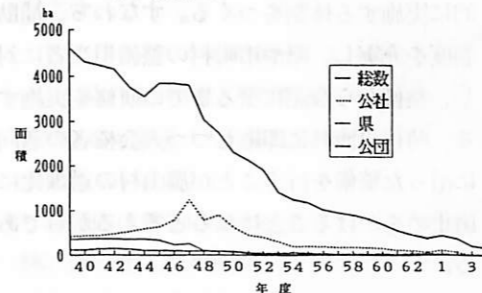
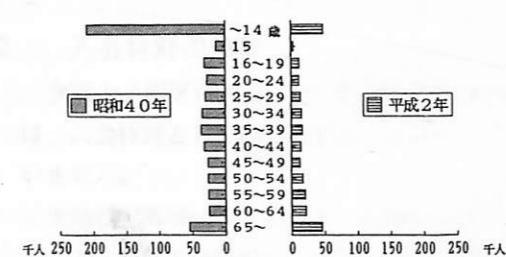


図5 農家人口の年齢構成の変化



の対象地として注目され、整備の完了を待って、林業公社等による造林がおこなわれた。

長崎県では昭和34年6月、全国で初の林業公社「対馬林業公社」が設立され、対馬島を対象に造林を進めた。また、昭和36年には「長崎県北林業公社」が設立され、県北地域を対象に造林を進めたが、昭和44年に「長崎県林業公社」に社名を変更して、事業の対象地を対馬を除く県下一円に拡大した。図4に示すように、公社造林は昭和40年代後半から50年代前半の長崎県の造林推進に大いに貢献した。公社造林は、図3の入会林野整備実績の増減とほぼ重なっており、その減少に伴って、入会林野の整備実績も低下している。

B. 林業への関心が低下している。

農山村では人口の減少、高齢化(図5)が進んでいるが、この傾向は入会林野の多い離島で顕著である(図6)。それに伴って、農家林家数が減少するとともに(図7)、林家の農業離れ(図7)が進み、非農家林家が増加してい

図6 農家世帯員の年齢別構成比(平成2年)

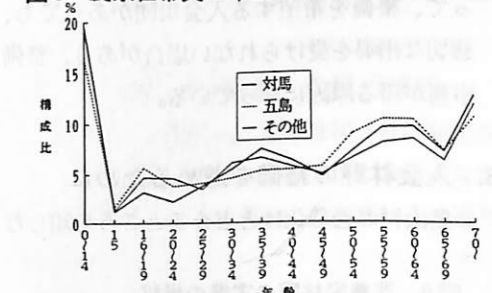
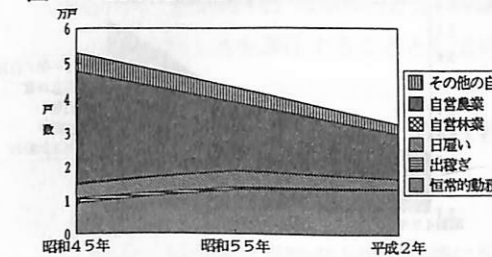


図7 農家林家の主要業の推移



る(図8)。林業労働は主として農家の余剰労働によって支えられてきたから、このような状況下で、林業労働力不足が深刻化している。また、森林の育成には世代間にまたがる長い期間を必要とするから、林業を営むためには農林家が家として代々存続できるとの確信を持ってなければならない。しかし、後継ぎが極めて少ない上に、木材価格の低迷で農林家の林業に対する関心が著しく低下している。このような中で、煩雑な入会林野の整備を行ってまで林業に打ち込むほどの入会集団は少なくなっている。

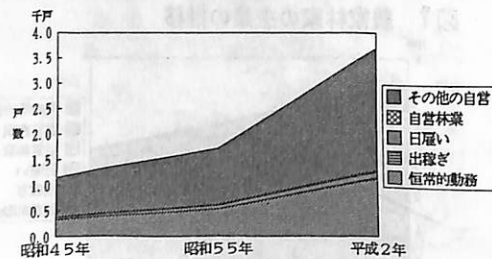
C. 整備事務に精通した地方自治体職員が減少している。

造林対象地として入会林野の整備がおこなわれた頃は、入会林野の整備が行政的に強力で推進され、県や市町村の職員が数多く入会林野の整備指導業務に従事したので、整備事務に習熟した人材が多かった。しかし、整備件数が減少するにつれて整備にかかわる人数が減少し、経験が豊富で整備事務に精通した地方自治体職員が少なくなっている。したがって、整備を希望する入会集団があっても、適切な指導を受けられない場合があり、整備事務が滞る原因になっている。

3. 入会林野の整備を進めるために

農山村の過疎化はとどまるところを知らな

図8 非農家林家の主業の推移



い。このままのペースで過疎化が進むと、農山村の空洞化が進み、入会権の存在が不明確になり、入会林野は整備を進めることも利用を促進することも困難になることが懸念される。そうなる前に整備を促進し、入会権者が希望する林地の利用を実現させる必要がある。

そのために、農林業以外への利用を認める方向で、規制を緩和出来ないのだろうか。林地を乱開発から守るための手段として入会林野の存続を主張する意見もあるが、その地域の土地利用のあり方は、地域住民の意志を尊重しつつ公共の利益に沿うように、市町村を中心に調整が図られるべきであろう。

また、農林業以外の土地利用に対処するために、整備後の経営形態として土地利用組合を追加できないか。その収入は地代が主体であるが、課税面で優遇措置を講じることにより若者が農山村に定着できる環境作りに役立つのである。

以上の趣旨に沿って入会林野近代化法を改正した上で、入会林野の整備を短期間に集中的に実施する体制をつくる。すなわち、補助制度を充実し、県や市町村の整備担当者に対し、整備から登記に至るまでの研修を実施する。時代の流れに即応しつつ入会権者の意向に沿った整備を行うことが農山村の過疎化に歯止めをかけることになると考えるからである。

福岡市における入会林野整備の事例

福岡市森林公社 大鶴 進 吾

福岡市は、森林公社が設立された昭和52年の資料によりますと41地区、約770haの入会林野があるといわれています。

これらの入会林野の整備は、昭和60年頃まで積極的に進められてきましたが、比較的人工林化が進んでいたり、集団独自で権利関係の整理がなされ、最近では整備の事例がありません。

これから紹介します「今宿上ノ原山林組合」所有の入会林野は、従来から規約を定めて山林経営が行われていましたが、集団内のある問題を契機に規約の改正を行い、新たに入会林野の運営をスタートさせたものです。

1. 今宿上ノ原地区の概要

上ノ原地区は、福岡市の中心部天神地区から西へ約15kmに位置し、JR筑肥線経由で約30分の比較的交通の便に恵まれたところにあります。

ここは、古くからの集落「上ノ原本村(2町内)、堀ノ内、相原」及び新しくできた「新町、叶町」の6集落(入会権は前記の4集落)で構成されています。

地区内には240haの民有林と160haの国有林、合わせて約400haの山林があり、民有林のほとんどは人工林となっています。

2. 入会林野の沿革

今宿上ノ原区が所有していた山林約27haは、入会林野としての歴史がはっきりとしていません。

土地登記簿等によりますと、大正3年12月に「上ノ原区」有財産として所有権保存登記

がなされ、同年同月上ノ原地区代表者6名に、売買による移転登記がなされています。

更に、昭和22年2月に同地区に居住する権利者58名(戸)に所有権移転(記名共有登記)がなされ、その後地区外に転出放棄した組合員の権利を組合で取得し、現在47名の名義による持分登記となっています。

しかし実質的には権利証を組合で保管し、運営がなされているものであります。

この土地は、古くから牛の放牧原野として使用され、その後茅や薪の採取が行われて、地区民の利用に供されていました。

その後荒廃の傾向がみられたことから、大正の終わり、地区民総動員による松や杉等の植林が実施され、昭和8年にはこれが山林の管理を推進するための「上ノ原山林組合」が設立されて、現在では、所有する山林のほとんどが杉檜の人工林となっています。

3. 「上ノ原山林組合」の現行規約

この組合の規約は、昭和8年2月に制定され、その後昭和29年、同49年に改正がなされ現在に至っていますが主な内容は次の通りです。

【組合の組織】

組合長1名 評議員4名 監事4名とし、評議員の中から会計1名を選任することとしています。

評議員と監事は、地区内の4集落から各1名選出し、運営されています。

【組合員の資格】

組合員は、組合設立当時の土地登記簿に記

載された登記権利者、及びその相続者並びに被贈与者とされています。

この場合、相続者及び被贈与者は上ノ原地区に居住する1名に限られます。

【組合員の権利義務】

組合員の都合により脱退する場合には、その権利は組合が買い上げます。

権利の質入れ、抵当権設定は禁止されており、また組合員は出役義務を負い、出不足金支払の義務を負うものとされています。

4. 整備の必要性

前にも述べましたが、「上ノ原山林組合」の所有山林は、登記簿上47名の記名共有となっていますが、実態は規約に基づき、組合財産として管理され、その名義は、相続の場合を除くと変わることはありませんでした。

ところが最近、この相続登記にあたり地区外相続者の同意に手間どるなど問題が生じ、都市化が予想される今後はこの問題がますます複雑化することが考えられるため、何らかの対応が必要となりました。

5. 改善策の検討

組合の「規約」や「きまり」から、入会林野の確認をしたうえで、改善策を検討しました。

まず、【入会林野近代化法に基づく整備】としまして従来から実施されています《生産森林組合を設立》する方法です。

これには、

- 運営に指導者と経費を必要とする。(法人税の負担等)
- 土地の売却益の個人配分が困難である。

という問題が指摘されました。

つぎに同じく法に基づき《個人分割》して林業を継続する方法です。

これも、この地区の所有規模からすると

- 小規模な経営となることが予想されます。

3番目には【法に基づかない方法で整理】するものとして、規約により自分達の入会慣行(所有権)を確認し、登記簿上の所有権名義人を代表者数名に戻して、以後《委任の終了》の登記原因により所有権移転登記をスムーズに行う方法を検討しました

これには、

- 入会権の確認をはっきりさせる。
 - 規約の改正。
 - 税制等の取扱いについて関係官庁との事前協議を行うことが必要と考えられます。
- 最後に、地方自治法の改正により最近設立されています【地縁団体設立】も検討しましたが、これは
- 地区内の分家や転入者等の新規加入の承認が必要となり、入会林野の慣行になじまないという基本的な問題がありました。

6. 規約改正による整理

以上の検討を経て、組合では税制上や集団内の問題点を整理し、規約改正をしたうえで登記名義を代表者数名に戻す方法を採択しました。

主な規約の改正内容と問題となった点を簡単に紹介します。

まず、【目的と事業】についてですが、この組合では、最初の規約でも「地区民相互の扶助により共存共栄の精神で山林経営を行う」こととされていました。

実際にも、出役が年10回程計画され、出役率もサラリーマンが増えている現在でも6~7割と高く、出役の後には必ず親睦会が持たれていることから、このことを規約に明記しました。

次に、【組合員の資格】についてですが、上ノ原山林組合の規約や運営を聞きますと、所

有山林は入会林野と判断されます。

しかし、地区の役員さんも「入会林野・入会権」は聞き慣れない言葉であったようです。

規約改正にあたり「入会権は民法の規定によりその地方の慣習に従う」「登記名義人が慣習に反して相続、売買等所有権移転や抵当権設定等を行っても無効であり裁判事例でも権利は守られる」と入会権の説明を役員に行っても、すんなりとは理解されませんでした。

また、地区別の集会や規約改正の総会で、全員に入会権の理解と確認を求めましたところ、「土地登記簿の登記名義人の方が権利が強い」と強硬に主張される組合員がいて、再三の説明にも耳を貸さず、結局総会での採決に態度保留という事態も生じました。

最終的には理解を得て、組合員の資格を「今宿上ノ原地区に一戸を構える別荘47名若しくはその世帯の後継者とする」と明記し、入会権を明確にした規約としました。

また、「組合員の持分は平等とする」とし、現在の土地登記簿上、持ち分が平等となっていなかったものを改めています。

【登記名義人変更】

次にこの組合で運営上支障がありました所有権登記名義人についてですが、従来の権利者全員の記名共有登記から、代表者6名(人数は現在の共有持ち分を考慮して決定)の共有登記に戻しました。

その代表者は便宜上の登記名義人であることを確認し、原則として5年ごとに変更することとして相続等のトラブルが生じ難いようにしています。また、代表の選出は4集落ごとの役員が行い、全員が代表者になるよう考慮することとしました。

全員の記名共有登記から6名の代表者に所有権の移転登記をする件については、登記原因を「委任の終了」とすることで法務局の事

前協議を終えています。

また、所有権移転に伴う税務上の処理も管轄の税務署と協議をし、「構成員に変わりがない」「金銭の異動がない」ことから、「課税は行わない」との回答を得ています。

更に、旧規約では、組合員は、土地登記簿の登記名義人となっていました。規約改正により登記簿上は代表者登記となるため、別に組合名簿を備え付けし、所帯代表者変更を的確に把握することとしています。

次に、旧規約であいまいな表現とされていました組合員の権利と義務について1条を設け、入会地を認識してもらうこととしました。

また、従来の規約にあった「地区外に転出した場合は権利を失う」という慣行と「権利の売買譲渡は原則として認めない」ことを明文化し、ここでも入会権をはっきりと認識した規約に変更しています。

【入会地の処分】

次に総会での議決事項ですが、旧規約では、土地処分についての規定がなく、過去総会議決の重要な事項として出席者の過半数で処理されていたため、コンサルタントの中尾先生の指導を受け、土地の処分は、「組合員全員の同意を必要とする」と改正しました。

これには、「1人でも反対者がいれば、処分が出来なくなるのでは？」との質問もありましたが、「入会権の本質からすると、説得をして反対者の理解を得るのが本当である」ということ、また、その反対も「理由なき反対」であれば権利の乱用となるという甲府地裁での判例を中尾先生から紹介していただき、理解が得られました。

【規約の効力】

このようにして取り決めた規約の効力について、規約はどこまで拘束力があるのかという疑問がありました。万全を期するため、公

正証書を作成しようかという話も出ています。

7. 整理を振り返って

このようにして「今宿上ノ原山林組合」は、規約の改正を行い、これを機会に新たな入会林野の経営をスタートさせました。

木材価格の低迷など林業の不振が続き、生産森林組合のあり方、問題点が議論されています中で、今回報告しました事例は、近代化法による整備の趣旨からは、かならずしも最良の方法とは言えないかもしれませんが、「入会林野」を見直し、運営を継続していく一つの方法になったのではないかと考えます。



生産森林組合と地域の活性化

鳥取県丸山生産森林組合組合長 小西 護 郎

1 丸山地区の現状

鳥取県西伯郡岸本町丸山は、米子市から東南約15キロ、標高250メートルの大山中央に位置する、総戸数90の集落である。遠く隠岐島まで望むことができる風光明媚な地域で、農村景観百選および純米作り百選の中に選ばれている。大山の伏流水が2ヵ所から湧き出ており、そのうちの一つが因伯の名水（日量3万トン）として知られている。近年、このような資源を活かした観光産業が勃興しており、ゴルフ場や観光ホテルの建設、別荘分譲地開発が進んでいる。

当地は、豪雪地帯であるが、50年前はこれに加えて劣悪な道路ゆえに交通事情が悪く、農家の平均経営農地面積が6反程度で、若干の牛馬生産と国有林での賃金労働で細々と暮らしている状態であった。現在は、道路事情がよくなり、鳥取県の中でも交通の要衝となっているほどである。

2 丸山区有林の沿革

平成2年、町北部の開発のため、約2haの土地を売り渡したが、その際に、町役場の土地台帳等で現在の生産森林組合所有山林の歴史が明らかになった。明治40年代から、当時の村人が国有林や公有林の払い受けに努力した経緯があり、とくに大正年代に、皆が月5銭の貯金をして代金を支払ったことが分かる。昭和20年代には、約200haの部落有林があった。当時は、牛馬生産のために共同採草地を設けていた。牛馬数は150頭ほどで、7キロもの険しい道を馬車で草を運搬したが、まこ

とに重労働であった。昭和20年代半ばに、同時の安田村長が集落に近い国有林を交通の不便な採草地と交換分合することに成功した。その国有林は伐採跡地で植林の必要があったので、昭和30年代までに、毎年、春は4人役、夏は下刈りのための3人役といった出役により、営々と植林を続け、約10年かけて、ほぼ松と杉の植林を完了した。昭和23年に、部落有林約50haを83戸に個人分割したが、近年ゴルフ場用地や別荘用地として処分する者が多く、その半数が他町村の者が買い取るに到った。このため、部落有林は個人分割はすべきでないという教訓を得た。

3 生産森林組合の設立

昭和30年2月25日に、組合員数82名として丸山生産森林組合を設立した。所有山林は84haで、このうちの大山赤松という特産材の育林地が75%となっている。林道距離は、7030メートルであるが、林野庁が目指している1ha当たり7メートルという基準の10倍以上となっている。そのため、ほとんど自動車で行くことができる山林である。私が組合長に就任したのは昭和43年であるが、当時は法人といっても名ばかりで、大きな問題が山積していた。たとえば、単式簿記しかつけておらず、県の監査に十分に耐えることができない状態だった。その後、県の指導を受けて役員全員が複式簿記をマスターすることができた。以前、わらび採りに入った人の焚火が原因で山林火災が発生し、組合所有地20haと隣接の国有林100haに被害が及んだ。そこは、

道路事情が悪い山林だったので、消火作業に手間取り、被害を大きくした。そのため、林道整備の必要性を痛感した。

4 昭和40年代の転機と50年代の充実

昭和40年代に、大山山麓に1000haの畑地開発を目的とした国営大山山麓開拓パイロット事業が計画されたが、県を通じてこの事業用地として山林売渡の要請を受けた。当初は、100haの要請だったが、組合内部で、この要請を受け入れるべきか否か、あるいは、いっそ企業に高価格で売り払った方がよいのではないか、といった意見の対立を生んだ。3年の間、協議を重ね、結局、組合所有地のうち、開拓用地として27ha、その他、県の第三セクターによる観光用地として34ha、合計61haを提供し、見返りに、公共投資を受けて、懸案であった道路の未整備問題を解決することと決定した。

その後、ゴルフ場など観光事業へ民間企業が進出を始め、地元に対する雇用が行なわれるようになった。また、間伐促進対策事業による林道整備も進んだ。毎年、丸山では、5haづつ間伐をしていたが、町からの補助も得て、1ha当たり100m、合計500mづつの林道整備をすることができた。岸本町では、昭和52年頃から町有林をはじめに松食虫被害が生ずるようになった。県や町によって、殺虫剤の空中散布が行なわれ、組合所有地への被害は比較的少なく押さえられている。

このような松枯れ対策と間伐の促進によって、昭和40年代に手放した財産を50年代に蓄積したということがいえると思う。森林組合の役員10名も、多く、丸山から出るようになった。その他、水田50haの圃場整備や幹線水路5500mの整備も、昭和50年代に行なっている。林道以外の道路整備もこの頃に始ま

っている。丸山には9戸の分村があるが、大雨が降ると、ここの児童が学校から帰宅できなくなる状態で、その交通事情を改善する必要性がずいぶん前から指摘されていた。上記パイロット事業において、広域農道整備計画が立案され路線はすでに決定していたが、この事業への土地提供の代償として、路線を一部変更して分村の交通事情改善に協力を得ることとなった。その道路用地買収に当たり被買収者からの反対もあったが、3ヵ月かけて協議し、二車線の立派な道路建設が実現した。このように、交通事情は非常に良くなったが、ゴルフ場へ向かうために丸山を通過する自動車が増加し、交通事故の危険が生じてきた。そのために、バイパスの建設を県に陳情し、昭和56年に完成した。

5 現状と取り組み

昭和60年から62年にかけて、岸本町によって、町の将来を企画するため、地域開発基礎調査が行なわれた。将来としては、これまでの木材供給のみを目的とした林業から、多様な森林の機能に着目した事業が計画されている。生活環境保全林44haの造成がそれである。また、良好な道路を利用して、積極的に都市と交流すべきだとの観点から、小中学生の造林・育林作業の体験学習をはじめ、平成に入って、農林業に関する様々なイベントが実施されるようになった。

6 これからの課題

しかし、なおも地域の高齢化・過疎化という問題を抱えていることも事実である。丸山地区の場合、ほとんどが第二種兼業農家で、しかも、地区役員の高齢化が進んでおり、新しいリーダー育成が課題となっている。現在の若年世代は、農林業以外の勤務のため、地

域活動に深く参加することが難しい。そのため、次世代は、一人ひとりが主役として役割を担うという方向で進まざるをえない。また、女性層が地域の情報を得にくいという面があるので、特別の集会などを通じて、女性の地域活動への参加を促進したい。さらに、行政や企業や新入居者との調和をはからなければならぬと考えている。

森林管理として、年3人役の出役を実施している。作業内容は、下草刈りがほとんどであるが、草刈機の使用方法を若い世代に対して十分に指導する必要がある。現在の農業が兼業収入がなければやっていけないことと同様に、生産森林組合も林業経営だけで成り立つものではない。我々の場合、町道や別荘地の草刈りを請け負い、年間300万円の収益を得ている。間伐や伐採事業は、素人ではできない。事故があれば、補償に対応できないので、上記の収益をもって間伐・伐採を専門とする会社に委託している。

今後の組合の課題として、さらに林道網の充実が望まれる。また、松食虫の被害に対しては、空散は環境汚染の面から限界がある。したがって、焼却処理やカルシウム剤使用を合わせて行なっている。樹種転換をしても、新樹種に病気が発生しては元も子もないので、県と協議をして、樹種の選定を慎重にしなければならないと考えている。なお、松食虫被害にあった松木を利用して、木炭を焼き、これを粉砕して水田にまくという実験を行なっている。去年は4ヵ所、今年は12ヵ所で実験した。今年のような天候の悪い年でも、安定した収量を得ることができたようだ。このような環境保全の立場に立った農業を進める必要がある。

先ほど、平成元年からの生活環境保全林44haに触れたが、そもそも林業の衰退は、林

業振興に関する国民的合意が得られていなかったところにも原因があるように思われる。そこで、林業の重要性を積極的にPRし、近くの都市住民の保養のための山林を造っている。これは、国や県の資金約2億円による。この方向での森林活用については、まだその具体的内容に関する課題もあるだろうが、年3人役の出役を維持しながら慎重に計画を練っているところである。

岸本町では、現在、環境保全を重視する声が高まっている。丸山生産森林組合は、広い意味での環境保全に役割を果たすべきだと考えている。たとえば、交通の便の改善によって観光事業が振興してもゴミ投棄が増えて環境が破壊されるという問題が生じてくる。このような問題についても、丸山生産森林組合は、やはり地域の活性化・改善の原動力となっていると思う。現在、岸本町では、集落排水事業という大変な事業に取り組んでおり、私もその委員長の委嘱を受けている。また、丸山には史跡が多いが、以前には荒廃が進んでいたもので、4・5年前から整備を行ってきた。もともと、林業と農業は区別して考えることはできないものであり、年2回の灌漑用水路の清掃を共同で行ない、さらに道路の草刈りに努力している。前述のように、丸山は、農村景観百選の中に選ばれた地域である。さらに、美しい農村としたいという想いから、私は、水田の脇にコスモスを植えたが、他の人々もこれに倣うようになり、益々、潤いのある風景となったと思う。丸山は、多い季節では、居住人口の十倍もの観光客が訪れるようになった。このような都市住民との交流は大切だと思うので、様々なイベントを実施してきた。ただ、この人々に農業を知ってもらおうとしても、残念ながら丸山の特産物は米しかない。そこで、野菜生産などを充実させ

る必要があるが、とくにこれは高齢者の役割だろう。

生産森林組合は、森林法の枠組みにこだわり過ぎると、十分に活動できない。伝統的な林業だけではどうしても成り立たないので、組合員資格を地域内居住者という制限は守る

資料

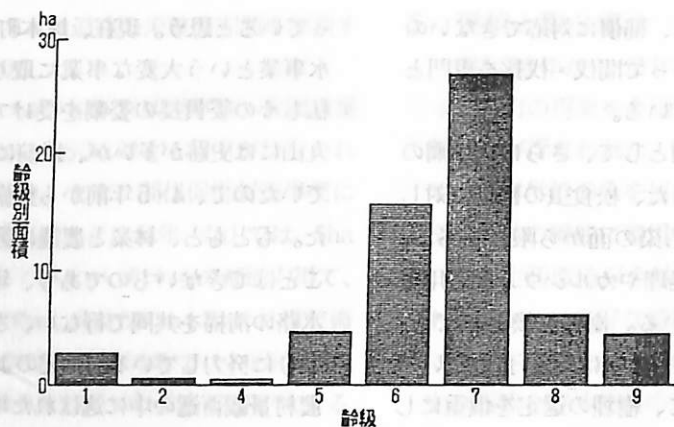
1. 丸山生産森林組合所有森林現況

(単位: ha)

総面積	人 天 別			樹 種 別			
	人工林	天然林	その他	スギ	ヒノキ	マツ	その他
83.58	61.63	21.87	0.08	0.80	0.64	62.37	19.77

その他の内訳
 広葉樹
 クヌギ
 キハダ
 マ竹

2. 人工林年齢別面積



3. 作業道・林道開設実績

(単位: m)

	既設	S53	54	55	56	57	63	H1	2	3	計
作業道	530	800	701	422	690	500	880	255		552	5,330
林道							900		800		1,700
計	530	800	701	422	690	500	1,780	255	800	552	7,030
林内路網密度											84 m / ha

生産森林組合の課題と今後の対応方向

九州大学農学部 岡 森 昭 則

1. はじめに

平成2年時点の生産森林組合は、全国で3,148組合で、そのうちいわゆる入会近代化法で整備されて設立された生産森林組合が80%を占めている。それら生産森林組合の一部では毎年収入を実現している組合もあるが、大半の組合では収入が皆無か、あっても僅かの収入であり、税金の支払や労働力不足等で悩んでいるのが現状である。

また、政策的にも生産森林組合の設立を促進してきた経緯もあるが、現実にはその後のアフターケアがないままの状態が続いてお

り、今後どうすべきかで悩んでいる生産森林組合が多い。

そこで、全国森林組合連合会発行の「森林組合統計」(平成2年度)をもとに、西日本の生産森林組合の現状と問題点について数値的に概観し、今後の課題と対応方向について問題提起をしてみたい。

2. 西日本における生産森林組合の現状と課題

1) 生産森林組合の経営基盤 (表1を参照)

1組合当たりの組合員数は、県によって多

表1 生産森林組合の経営基盤

	組合数	1組合当たり		分収等に森林を出している		人工林率		人工林蓄積	
		組合員数	現物出資面積	組合率	面積率	組合経営林	民有林	組合経営林	民有林
全 国	組合 3,148	人 94	ha 105	% 45	% 24	% 48	% 47	m ² /ha 81	m ² /ha 163
鳥 取	98	51	55	49	41	64	54	64	171
島 根	109	88	72	50	33	50	37	85	140
岡 山	37	75	55	32	14	47	38	57	119
広 島	119	106	89	46	28	46	28	66	132
山 口	19	61	44	37	23	44	44	53	193
徳 島	5	43	103	20	21	39	64	0	170
香 川	12	149	74	8	0	52	30	75	74
愛 媛	100	105	29	18	13	78	64	88	205
高 知	90	30	23	7	4	72	64	137	162
福 岡	61	99	36	44	19	80	74	135	223
佐 賀	137	64	38	22	14	83	73	148	187
長 崎	112	77	89	74	37	60	44	89	150
熊 本	13	71	31	15	14	65	65	107	196
大 分	123	101	61	46	29	73	59	147	261
宮 崎	58	97	225	64	41	67	64	130	165
鹿 児 島	58	128	81	74	34	66	56	114	125

資料: 全国森林組合連合会「平成2年度森林組合統計」より作成。
 但し、民有林の項のみ1990年世界農林業センサスより作成。

い、少ないの差はあるが、ほぼ全国平均並みの組合員数となっている。1組合当たりの現物出資面積は、徳島、宮崎両県で全国平均より多くなっているが、その他の県では全国平均を下回り、経営規模の小さい組合が多いことを示している。従って、単位面積当たりの組合員数は全国平均より多いということになる。

分収林に出している組合率は、全国平均で45%であるが、西日本では7県で全国平均を超えており、中でも長崎、宮崎、鹿児島は3県では6~7割台と高い組合率となっている。また、分収林に出している面積率をみると、全国平均が24%であるが、同じく7県で全国平均を上回っている。

一方、西日本の生産森林組合の経営森林の人工林率をみると、徳島県を除く各県では民有林の人工林率よりかなり高いのが特徴とな

っており、生産森林組合はよく植林してきていることを示している。しかし、人工林のha当たり蓄積をみると、生産組合の経営森林は民有林よりもかなり少ない蓄積量となっている。生産組合の人工林率は高いものの、人工林の開始時期がかなり遅れたためにha当たりの蓄積量がまだ少ない段階にあり、従って生産組合の人工林の多くはまだ保育段階にあることを示しているのである。しかし、西日本の中でも九州の生産森林組合の人工林蓄積は100㎡/haを超えており、現実的には間伐を中心とした素材生産が可能になりつつある水準にきているといえよう。

2) 生産森林組合の経営状況と課題 (表2を参照)

1組合当たりの現物出資額をみると、福岡県の1,335万円と山口県の975万円を除くと、全国平均の945万円より少ない出資額とな

ているとともに、県によってかなりの格差が生じているのが現状である。これは、生産組合の経営森林面積の差にも起因するが、それ以上に現物出資森林の評価額の格差が大きく影響しているようである。1ha当たりの現物出資額は、最高額の福岡県の319千円から、最低額の徳島県の19千円まで大きな格差が生じているのである。また、表3に福岡県の事例を示しているが、同じような規模の生産組合をとっても現物出資額に大きな格差があるのである。従って、設立時にどの程度に現物を評価するかが、その後の税金納付問題に大きな影響を与えているのが現状である。

保育を行っている組合率は、全国平均で58%に対して、西日本では中四国では低いが、九州では全国平均より高い県が多くなっている。一方、木材等を販売した組合率をみると、全国平均の32%に対して、特に熊本、大分、宮崎、鹿児島では4割以上の組合率と高くなっている。これは先に述べた人工林の蓄積が九州で高まっており、利用間伐が可能になってきたことと関連しているといえよう。その

ため、九州における生産森林組合の経営状況も今後改善されてくる可能性があることを示唆しているものと考えられる。

しかし、当期末処分剰余金を出している生産組合は少なく、欠損金を出している組合が多い。そして、剰余金を配当している組合が非常に少ないが現状であるが、大分県(従事割配当実施組合率10.6%)、宮崎県(同24.1%)では配当組合率が比較的高くなっている。また、1組合当たりの納付税金額、市町村民税額ともに、西日本の生産組合は全国平均よりは少額となつてはいるが、収入が少ない、あるいはない中での税金の納付であるため、生産組合としては非常に苦しい状況にあるといわざるをえない。

3. 今後の対応方向

1) 積極的対応

生産森林組合の経営事情はその組合の資源状況に大きく規定されており、現段階では多くの収入を期待できる組合は少ない。しかし前述したように、九州では間伐収入が期待で

表2 生産森林組合の経営諸指標

	現物出資額		保育を した 組合率	木材等 を販売 した 組合率	当期末処分		配当組合率		当期中 納付の 税金額 (1組合 当り)	市町村 民税額 (1組合 当り)
	一組合 当たり	1ha 当たり			剰余金 組合率	欠損金 組合率	出資割	従事割		
全 国	千円 9,454	千円 83	% 58	% 32	% 46	% 54	% 1.9	% 5.1	千円 526	千円 103
鳥 取	2,514	44	43	12	33	67	-	-	314	84
島 根	4,574	60	51	17	48	52	-	3.7	158	62
岡 山	7,208	131	62	43	16	84	-	2.7	422	109
広 島	4,915	55	55	30	58	42	5.0	5.0	2,088	289
山 口	9,752	175	21	21	53	47	5.3	5.3	116	74
徳 島	1,938	19	20	60	0	100	-	-	62	40
香 川	6,361	58	17	25	75	25	-	-	100	76
愛 媛	3,868	118	40	7	74	26	2.0	2.0	47	59
高 知	4,417	52	16	9	11	89	-	-	72	37
福 岡	13,358	319	74	36	53	47	6.6	1.6	234	85
佐 賀	5,156	136	66	16	26	74	-	3.6	123	43
長 崎	2,362	27	38	13	46	54	-	0.9	123	45
熊 本	5,700	154	38	46	46	54	-	7.7	69	40
大 分	5,239	77	82	41	31	69	-	10.6	282	63
宮 崎	6,819	30	66	48	60	40	6.9	24.1	324	74
鹿 児 島	7,977	99	84	40	38	62	3.4	1.7	316	63

資料：全国森林組合連合会「平成2年度森林組合統計」より作成。

表3 福岡県における現物出資面積別出資額別生産森林組合数

出資額 面 積	0千円	1~ 1,000	1,000~ 5,000	5,000~ 10,000	10,000~ 30,000	30,000 千円以上	合 計
0~10ha	2	1	1	-	-	-	4
10~30	5	-	7	11	2	2	27
30~50	-	1	5	4	3	-	13
50~100	2	-	-	2	7	2	13
100ha	1	-	-	-	3	-	4
合計	10	2	13	17	15	4	61

資料：福岡県林政課「福岡県森林組合の概況(平成2年度)」より作成。

表4 福岡県における現物出資1ha当たり出資額別生産森林組合数

	0千円	1~ 100	100~ 300	300~ 500	500~ 1,000	1,000千円 以上	合 計
組 合 数	10	5	23	13	8	2	61

資料：福岡県林政課「福岡県森林組合の概況(平成2年度)」より作成。

きる年齢の林分が増えつつあり、しばらく辛抱すれば経営事情が好転する可能性のある生産組合も多いと考えられる。そのような組合にあっては、税金等支払のためには集落や区からの一時借入金等でしのぐことが必要であろう。また、労働力不足などで全員の出役が困難な組合の場合、保育作業を減らす意味でも間伐中心の作業とし、森林組合を活用することによって当座の乗り切ることが必要であろう。ともあれ、資源的にもうすぐ収入が期待できる可能性のある組合にあっては、当座を乗り切る対応策を考え、積極的に経営に取り組む努力が期待される。

2) 現状維持的対応

当分収入も見込めず、法人住民税の支払にも困っている組合も多いのが現状である。特に出資金が1千万円以上の生産組合は法人住民税の支払に苦慮している。そのような生産組合の場合、出資金を減額して1千万円以下にするという対応を考えてもよいのではなかろうか。減額するためにはそれなりの理由が必要であるが、立木価格の低下を理由に減資する方法をとり、減資分は組合員に返却する。しかし、現金がないのが一般的であるので、未払い扱いとし、収入があった段階で組合員に返却する。この方法で出資金を減額し、法人住民税を最低額にすることを考えることも必要であろう。

また、保育資金がなく、労働力も不足している生産組合の場合、2者契約による公団造林との分収契約を結び、実際の作業は組合員が中心となっている森林組合の作業班に委託するという方法で対処することも考えられる選択であろう。

3) 消極的対応

生産森林組合を設立したが、収入がなくとも税金は払わなくてはならず、保育作業も労

働不足で実行が困難である、経理等めんどむなことが多い、等々の理由から解散したいという声がよく聞かれるようになった。そこで、解散の方向も一つの対応策という観点から、消極的対応ではあるが検討してみたい。

解散する場合、3つの方法が考えられる。第一の方法は経営森林を個人分割して解散する方法である。この方法の場合の問題点は、林齢等異なる条件の森林をどのような基準で分割するか、分割のための測量費をどこから捻出するか、分割した場合の課税を考えてもメリットがあるか、など検討しなければならない課題も多い。特に組合員数が多い場合、これらの問題を解決することはかなり困難になることが予想され、従って個人分割による解散は容易ではないといえよう。

第二の方法は、基本財産を売却して解散する方法である。多くの資産があれば解散する理由が正当化できないので、大半の資産を売却したのち解散することになる。しかしこの方法で解散する場合、売却の正当的理由が求められるとともに、帳簿等の清算事務が煩雑となることからその整理に数年間を必要とする。そのため、ある程度計画的に対処することが必要である。

第三の方法は、公益法人に無償で寄付して解散するという方法である。解散はしたいが、個人分割や売却はせず、森林を地域の財産として残して置きたいという声も聞かれる。特に入会慣習が色濃く残っているような生産組合で聞かれる意見である。この場合、地方自治法の改正(260条の2)による地縁団体(公益法人)を設立し、それへの無償寄付を行い、解散するという方法である。その地縁団体に寄付をしまえば、地縁団体の構成員への従事割配当や個人分配は不可能になるが、生産組合の組合員と地縁団体の構成員

がほぼ一致し、将来ともあまり収益が見込まれないなどの条件がそろえば、この方法による解散も一つの選択肢ではないかと考える。

4. まとめ

生産森林組合はその置かれている環境、条件等によって、様々な問題を抱えているのが現状である。そのため、問題解決の方向とし

ても、指導のあり方にしても、生産組合の実状に合わせた対応策がとられるべきであり、一律的な対応では問題の解決は困難な段階にきているといえる。また、法体系と現実とのギャップの問題が生じてきているが、法体系を実状に合わせて見直すことも検討すべき時期にきているのではなかろうか。



< シンポジウム >

司会 松原 功 (山口県入会林野コンサルタント)
矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)

発言者 (発言順)

有村 栄作 (鹿児島県林業振興課)
七里 成徳 (長崎県林務課)
北村 幸男 (鳥取県入会林野コンサルタント)
山上 三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
中尾 英俊 (西南学院大学法学部)
堺 正紘 (九州大学農学部)
野村 泰弘 (徳山大学経済学部)
大鶴 進吾 (福岡市森林公社)
岡森 昭則 (九州大学農学部)
赤坂 和行 (広島県林政課)
宅野 精高 (鳥取県日野地方農林振興局)

江淵 武彦 (西南学院大学法学部)
白坂 幸二 (鹿児島県林務水産課)
田村 和典 (鳥取県林務課)
向井 忠彦 (愛媛県林業課)
小西 護郎 (鳥取県丸山生産森林組合)
宮崎 幸治 (大分県安岐町)
岡 秀樹 (岡山県高円生産森林組合)
大北英太郎 (鳥取県入会林野コンサルタント)
友清 昇太 (福岡県林政課)

I 入会林野整備問題 (七里報告)

① 公有地入会の整備

(有村) 鹿児島県も長崎県と同じく、離島を多くかかえている。ただ、長崎県の場合、離島であっても整備が進んでいるように思う。鹿児島県における離島の場合、市町村有地が地元民に貸し付けられているが、これが入会林野なのかははっきりしないところがある。長崎県の離島の入会林野の所有形態はどのようになっているか。

(七里) 五島と対馬では状況が異なっている。五島は、市町村有林野が多く、そのために入会地も市町村財産となっているものが多い。ただ、報告でも触れたように、五島は人口密度が高いので、一人当たりの森林面積が狭く、入会整備に対する意欲が高かった。そのため、整備面積が多くなっている。対馬では、焼畑農業が

盛んだったし、また、薪を広島まで売り払っていたという古文書が残っているほど森林伐採が激しかった。藩政期、海に近い森林の荒廃が進んだため、輸送船数を制限するお触れが出ているほどだ。これは、対馬の森林面積が非常に広いためだ。そのため、現在、地元における整備意欲は比較的弱い。いずれの島においても、所有権との関係で問題があるということはあまり聞かない。

② 行政担当者の資質向上

(北村) 整備の進まない理由に、事務担当者のトレーニングの問題があるという報告だった。長崎県では、どのような担当者の資質向上策をとっているか。

(七里) 私自身、研究職を20年も務めており、いきなり行政職に配置転換されて戸惑ったことがある。そのため、事務担当者の質を高めるこ

とは非常に重要だと考え、半日くらいの規模で町村の担当者等と研究をするような体制をとるようになった。それでもまだ十分とはいえないと思う。この前、佐賀でブロック会議が開かれた際、林野庁にその協力を依頼したが、この時、東北の方の県で、よいテキストを作って事務に慣れない担当者の便に供しているということを経験した。そこで、そのようなテキストを林野庁で作成してもらおうと依頼したら、検討したいということだった。私の場合、専門技術員も務めているが、普及職員の場合、国の研修機関で1週間くらいの研修がなされていると聞いた。たとえば、長年、整備を担当された県職員等や登記の専門家を講師に招いて、このような研修を林野庁で実施してもらうのが効果的だと考えて、その要請もした。

③ 整備後の登記形態

(山上) 入会整備によって山林を個人分割した場合でも、道路敷などは共有にする以外にない。しかし、近年、多人数の旧入会権者による共有形態をとり、その登記を代表者名義とし、「委任の終了」という登記原因を使うという例がみられる。長崎県の場合、整備後の所有形態を共有とするものが6%あるということだが、登記はどのような形か、また、共有にした事情を聞きたい。

(七里) 入会権者の数が多い場合、共有形態にすると相続等で問題が生ずる可能性があるため、この方法を避けるよう指導している。しかし、生産森林組合を創るには人数が少なく、また、個人分割も問題があるような場合、やむをえず共有という形をとっている。

(中尾) 山上さんのいわれた例は、整備後、直ちに代表者名義にしたものか。

(山上) 全員の名義だ。

(中尾) 知事の囑託登記としては、法人化以外の場合には、もとの入会権者全員の名義でなけ

れば不可能だ。というのは、ある土地について入会整備が行なわれると、その土地は入会集団の財産ではなく、旧入会権者の個人的な共有地となるからだ。法人化は、その共有持分の現物出資にもとづくものであるが、これが行なわれない場合には、そのまま共有地として存続する。したがって、知事の囑託登記としては、そのうちの一部の者の名義とすることは不可能ということだ。その後、全員で何らかの組織を創って、代表者名義にするというのはできないわけではない。七里さんの報告における共有は、全員による共有名義ではないのか。

(七里) そうだ。

④ 地上権設定登記実現と入会整備

(堺) 対馬は入会地が多いところであるにも関わらず、入会整備が進んでいないということだが、地上権の契約方式と関係しているのではないか。対馬林業公社では、地上権設定登記を受けないまま造林を進めてきた。残っている土地は、植林に適さない土地なので、整備意欲が湧いてこないのではないかと印象を受けた。

(七里) そういうこともあるかもしれない。公社造林が済んだ土地について、県の監査委員から地上権設定登記がない点について差し障りありとの指摘がされているので、整備する必要性を感じている。

(堺) 地上権設定登記をしていない植林地について整備を実施し、登記を実現したという例はあるか。

(七里) あると思う。それが監査からの催促だ。

⑤ 整備後の土地の農林業外利用

(山上) 七里さんは、入会整備の目的を現在の林業の状態に合わせて変更すべきでないかという意見をお持ちのようだが、私も、限定的ではあるが賛成だ。運営費用に乏しい生産森林組合が多数存在する現状では、一部の林野につき、

環境を破壊しないような利用に制限して林業外利用への貸し付けを認めたり、組合員の厚生を考えた林業外の直営利用を認めるという方向が望ましいのではないか。生産森林組合の定款は、組合の目的を林業及びその付帯事業としているが、多少の拡大解釈により、林業経営を進める上での経費の捻出という理念のもとに、他の事業の実施が可能となるようにすべきだと思う。

(七里) 現実に、生産森林組合が工場団地用地やゴルフ場用地として土地を提供し、その収益金が組合運営費に充てられているという例はある。私は、組合員の高齢化等によって、現に林業経営ができないという生産森林組合が存在していることに着目しなければならないと思っている。このような場合には、林業経営をそっくり引き受けるようなシステムが必要だ。その場合は、結局、組合は、単なる所有者として収益を受け取る立場でしかなくなるが、それならいっそ、林業外利用によって高い収益が得られるような利用への貸し付けを認める方向に変わってもよいのではないか。

(塚) その意見に賛成だが、議論に混乱がありはしないか。入会林野整備の目的を農林業の振興に限定しないで、その他の目的についても、入会整備の優遇措置を適用できるようにしたらどうかということだ。この場合、整備後の法人形態を生産森林組合等に限定するのではなく、株式会社という形態を考えるべきだという見解もあるだろう。山上さんの提言は、生産森林組合の定款の目的を中心とするものだが、私は、これを拡大しても、生産森林組合には、生き馬の目を抜くような事業環境の中では、その活動の主体になりえないように思う。たとえば、ある地域において、観光事業が有望だとしても、生産森林組合が事業を展開するのは難しく、せいぜい、観光産業に対する土地の貸し付けとい

った程度のことしかできないだろう。

(七里) 同意見だ。農林業振興という面からだけでなく、農山村の振興を考えるべきだ。

(山上) ある生産森林組合所有地400haのうち、40haをゴルフ場用地として貸し付けたいと希望している地域がある。これには、貸付料収入だけでなく、地域の雇用状況の向上に対する期待もある。このような方法で地域が活性化すれば、林業も振興するだろうという考え方もあるので、私はこれに賛成している。

(野村) 「土地利用組合」ということばについて聞きたい。入会権の状態からこのような組合に移行するということか。そうであれば、入会権の契約利用形態として運用が図れると思う。

(七里) あくまで、整備後の利用形態として、林業以外の土地利用を拡大し、貸付料収入の増加を狙うという案だ。

(野村) 入会権のままでも、それは可能なのではないか。

(七里) 入会地に公社造林がなされる例もある。ところが、地上権設定(登記)が行なわれていない点について、前述のように、監査から指摘を受けることがある。また、ゴルフ場用地として貸し付ける場合も、相手方はどうしても地上権設定(登記)を望む。このため、整備後の多角的土地利用の促進という目的のために、農林業という目的に拘束されない「土地利用組合」の制度を提案した。

⑥ 林野の高度利用の方向性

(塚) 入会林野の目的は農林業利用にあるというのが、従来からの伝統的な立場である。しかし、七里さんの報告を含め、もっと広い角度から役割を見なおすべきだという立場が出てきた。現在、入会林野や生産森林組合が我々に訴えかけている意味・役割はどのようなものだろうか。

(七里) いうまでもなく農林業の状況は厳し

い。農家や林家の数は減少の一途だ。しかし、また、これらが民有林経営を支えてきたことも事実だ。農林業の衰退、農山村の荒廃をそのまま放置しておいてよいのかというのが、今後の入会林野に関するテーマだと思う。

(塚) 最近、森林が有する公益的目的の重視という立場が、林野庁、自治省、市町村などから出てきている。入会林野の目的のうち、経済的な部分は従たる位置づけをすべきだという考え方はないか。

(七里) そのようなとらえ方も、ひとつの方法だろう。しかし、他の方法もあると思う。五島にある生産森林組合の運営が支障をきたし、福江市に対して山林の買取を希望したことがあるが、市の財政事情がこれを許さなかった。そこで、森林組合が非常に安い価格で買い取ることとなった。森林の公益目的政策は、費用負担という面を考えると、可能なかどうか。河川下流域の都会にある財政力の十分な自治体が、水源地としての森林に対して高い意識を持ち、これを買取って管理するという事態へでも変わっていけば別だが、財政力指数の低い自治体が森林の公益機能を求めて積極的な森林育成に乗り出すということは難しいだろう。

II 入会慣習の再確認事業(大鶴報告)

① 転出者への対応

(北村) 昭和22年58名による登記の後、一部の者の権利放棄の上、47名となったということだが、これは慣習にもとづかないで自ら放棄したということなのか。そうであるなら、放棄者への対応はどのようにしたか。

(大鶴) 転出失権の場合と、転出してはいるが義務を果たすことができなくなって権利を放棄した場合と両方ある。転出者に対しては金銭補償をしている。

(北村) 転出していない人に対する補償はあっ

たか。

(大鶴) 転出者・在住者ともに同一の扱いをしている。

(岡森) 売買を原因として移転登記しているという点がよく分からない。誰から誰に売られたのか。

(大鶴) 登記上の共有名義人58名の中に転出者がいた。その当時の組合の役員を買主として、転出者の持分の移転を受けた。その際の形式を売買にしたというほどの意味だ。現在では「委任の終了」という登記原因を使っている。

② 登記名義人数の縮減

(赤阪) 47名共有名義を代表者6名の名義にした理由はなにか。

(大鶴) 入会地が砂防ダム用地や九電用地として売却される際に、登記名義人の中に現住所が分からない人が出てきて困った経緯があった。そこで、多数人の共有名義という現状を放置しておく、このような問題が再発するかもしれないという危機意識が生じ、比較的少数の人数による代表者名義という方法を選択するに至った。

(岡森) 福岡県今宿近くの千里という地区で、「委任の終了」を登記原因として、比較的若い人3名を代表者として登記している。6名は多いような印象を受けるが。

(大鶴) この地区は、4集落から成るので、1集落当たり1名を選出して4名の平等割合による代表者名義とするというのが、最初の案だった。もとより、入会権の割合は、全員平等だが、各共有名義人の登記上の持分が平等ではなかったので、各人の複雑な持分から4/1×4の形の共有名義を創り出すことができず、どうしても3の倍数分の1の持分にする必要があった。ここで、3/1×3という形だと、代表者を選出できない集落を生じてしまうと、代表者が3名という少数だと、良からぬ気を起こして他に移転登

記するような合意がしやすいのではないかという危機感があったので、6名にしたというのが理由だ。したがって、選出代表者が2名である集落と1名である集落が2つづつあることとなる。この代表者は、5年ごとに交替することとなっているが、2名を出した集落は、次には1名となる。また、若い人から年配者まで様々な世代の人を選んでいる。

(宅野) 登記原因は何か。

(大鶴) 現在、登記手続書面作成中だが、「委任の終了」とする予定だ。

(堺) 行方不明の共有名義人があったということだが、記名共有名義から「委任の終了」を原因として代表者名義へ移転登記する際に、共有名義人の印鑑は支障なくとれたか。

(大鶴) 一時、所在の分からない登記名義人があった時代があり、探すのに苦労したので、47名の共有名義人が地区内に在住している今のうちに少数の代表者名義にした、ということだ。転出者からは、失権を納得してもらった上で押印を受けることができています。代表者名義とすることについての規約改正に関して、全員の合意も得られている。

③ 「委任の終了」という登記原因

(赤阪) 「委任の終了」について説明してもらいたい。

(江淵) 民法653条に委任契約の終了原因に関する規定があるが、登記原因としての「委任の終了」は、これとは無関係だ。登記原因とは、売買や相続など、登記上の権利変動の原因となる法律行為や法律事実である。たとえば、A所有の不動産がBに売り払われた場合、「平成〇年〇月〇日売買」を登記原因として、AからBへ所有権移転登記が行なわれる。ところが、入会集団のように、法人でない団体が不動産を所有する場合、団体名義で所有権登記をすることができない。そのために、団体の代表者の個人名義

で登記するといった方法をとらざるをえない。ここで、その登記名義人をAからBへ交替させる場合、AからBへの移転登記を行なうことになるが、その際の登記原因を売買や贈与といった形式にするのは、実体に合わない。なぜなら、AからBへその不動産が売却・贈与された事実がないからだ。この問題について、昭和41年、当時の香川保夫法務省民事局参事官が、このような場合には「委任の終了」という登記原因となる、という論文を発表している。この立場は、民事局の一種の公式見解であり、その後、法人でない団体（必ずしも入会集団に限らない）の財産につき登記名義人が交替する場合には「委任の終了」という登記原因となるという登記実務が定着した。大鶴さんの報告では、上ノ原地区の入会地につき、6名の代表者名義への移転登記にあたって、地元税務当局は譲渡税を賦課しない意向だということだが、「委任の終了」を原因とする移転登記の場合、実質的に財産所有権の移転がなされるわけではないから、この点、当然だろうと思う。

④ 入会権存続政策としての「整理」

司会(矢野) 大鶴さんのいわれる「整理」とは、近代化法の手続きをとらずに入会権を存続させ、規約を再確認したり、登記名義を明確にしたりすることを意味しているが、これに関して質問が出ている。

(白坂) 上ノ原地区の規約は、生産森林組合の定款とかなり違うが。

(大鶴) いわゆる入会林野整備とは、司会者の指摘通り、近代化法を適用して入会権を消滅させる事業をいうが、上ノ原地区の「整理」は、そうではない。したがって、生産森林組合等の定款と異なっている。

(赤阪) 近代化法に依拠しない方法のメリットは何か。

(大鶴) 生産森林組合等の法人を設立すると、

法人住民税の問題が出てくるし、決算処理の専門家への依頼という問題も生じ、経営コストが高くなってしまふ。また、生産森林組合を創っても、旧来の実体そのまま残っているという話も聞く。そうすると、いわゆる入会整備という事業は、地元にとって望ましいのかという疑問が行政の中からも生じている。権利関係を明確にすればよいのなら、入会整備によらなくても、それなりの方法があるのではないかという発想から、「委任の終了」という登記原因を登記簿に明らかにするというやり方を指導したわけだ。入会整備による生産森林組合方式だと、法規制が強く、状況変化に対応できない傾向があるが、入会権のままだと、山林経営において色々な状況に対応しやすいというメリットがある。

(江淵) そもそも入会整備に関しては手続きが複雑で行政が対応に苦労するという面がある。しかし、入会権を存続させて、登記名義人たる代表者交替の際に「委任の終了」という登記原因によって新代表者に移転登記する方法は、売買や贈与などのような通常みられる形の移転登記手続とほとんど同じなので、手続上のやっかひさがない。ただ、登記名義人が転出している場合、この者の協力がなく登記手続がとれないというデメリットはある。早くから「委任の終了」という登記原因について興味を持たれていたのは、福岡市森林公社の川原さんと九大の岡森さんだ。その興味というのは、「委任の終了」という登記原因が登記簿に表示されていると、この不動産が何からの集団（どういふ集団かは分からないにしても）の財産であって、登記名義人個人の所有財産ではないということが登記簿からうかがい知ることができるのではないか、という期待である。「委任の終了」ということばを不動産登記に関する文献で調べれば、法人でない団体の代表者（登記名義人）交替の

際の登記原因と説明されているので、その登記簿を見た者は、その知識さえあれば、これが登記名義人個人の財産ではないという推定をすることができるはずだ、という期待は当然に生まれてくると思う。ただ、登記原因に本来そのような力があるかどうかは、登記原因の推定力の有無という問題で、専門家間で意見が分かれている。しかし、少なくとも法務省民事局は、「委任の終了」が表示された登記において、登記名義人が死亡しても相続登記は受理されないという見解を有している。これは、その不動産が登記名義人個人の資産ではないからだという理由なのだと思う。私は、この点に意義を感じている。

⑤ いわゆる「地縁団体法人」制度の可能性
(田村) 昨年、地方自治法の一部改正が行なわれ、自治会などを法人として認める、いわゆる地縁団体法人の制度が設けられた。入会権の問題として、やはり登記できないという点が問題だと思う。そこで、地縁団体法人制度に興味を感じたが、入会権基礎セミナーにおいて、外来者の加入を拒否できないなどの問題点の指摘があった。確かに、都市化した地域においては問題があるが、山間部農村など転出者はあっても転入者がいないというような地域において、この制度の導入の可能性はないか。その場合、近代化法にもとづいてこの法人設立ができないか。また、入会地を地縁団体法人名義で登記する場合、どのような実務上の問題点が考えられるか。

(中尾) 近代化法にもとづいて地縁団体法人を設立し、その名義で財産の所有権登記をするという制度は、現在のところ存在しない。ただ、近代化法により入会権が消滅した後、各人が近代化法とは無関係に出捐して地縁団体法人を設立することはできる。ただ、繰り返しになるが、外来者の法人への加入を拒否できないところに

危険性があるということだ。地縁団体法人に対する関係者の興味は、やはり入会地が入会集団名義で登記できないところから生じているのだと思うが、セミナーで述べた通り、入会権は登記とは無関係であり、言い換えれば、登記に関係なく保護される性格のものであるから、入会権ほど強い権利は他にはないということさえいえる。どうしても、登記の上で不安だということであれば、登記上の代表者を交替させて「委任の終了」という登記原因を表示するのも、その不安解消の方法だろう。「委任の終了」の他にも、「受託者更迭」「真正な登記名義の回復」といった登記原因もその方法となるかもしれない。その他に、入会慣習を公正証書で明らかにしておくというのも手段となる。これをしなければ入会権は守られないというものでもないが、公正証書は、裁判上、万全の証明力を持っているので、これにもとづいて慣習を明らかにしておけば、入会地の登記名義人から恣意的に移転登記を受けた部外者と争いやすいということがいえる。

⑥ 入会慣習としての規約の内容

(向井) 公正証書化していても、時間が経過して、規約が風化していった問題が生ずることはないだろうか。

(大鶴) 上ノ原地区のような方法が最良かどうかは分からないが、将来の変化に対応できる柔軟な、比較的よい方法だと思う。

(塚) 新しい規約の第7条3項は、特別の事情のない限り権利の譲渡を認めない旨の規定であるが、「特別の事情」とは具体的にどのようなものか。たとえば、分家による権利取得はこの規定によって認められるのか。

(大鶴) 分家による権利の新規取得は含まれない。入会権者が転出するにあたって、地域内の分家に譲渡する場合がここでいう「特別の事情」だ。これに関しては、別途に組合の了解事項の

中で明らかにしている。この了解事項も、旧来からの慣習を踏襲したものだ。その他にもいくつか了解事項があるが、役員手当に関する事項など、規約本文に記載することが適当でないものがここで定められている。

(塚) 分家の場合ではなく、外来者が転出する者から権利を取得することは「特別の事情」として認められるのか。

司会(矢野)あるいは、入会権者が他の入会権者から権利を取得して、二人分の権利者になることは認められるのか。

(大鶴) それは認められない。「特別の事情」とは、あくまで、分家が本家を承継する場合だけを指す。

Ⅲ 丸山生産森林組合の現状と課題(小西報告)

① 松木の育成の成果と松茸栽培の可能性

(七里) 長崎県においても、松食虫による松木被害が多かったため、檜に転換した経緯がある。丸山生産森林組合では、被害を生じながらも松にこだわっているようだが、その理由は何か。

(小西) 一つは、この地域は松の生育に適した土地で、成長が速いという長所にもとづく。50年・60年生のもので、20メートルにのぼる。また、景観の美しさも理由の一つだ。三年下刈りをすれば、後は除伐・間伐をするだけでよいという点もある。松食虫の被害は昭和54年からひどくなった。私の山林も経営面積の70%が松林であり被害を心配したが、松を育てなければ景観は良くならない。松の植林に対する反対もあったが、報告の中で述べたような薬剤の空中散布をはじめとした方法で食い止めることができると信じた。

(七里) 松の伐採木の単価はどのくらいか。

(小西) 現在、単価が良くなっており、大きくて高品質な木材は、立米当たり10万円ほどして

いるが、平均2万円ほどだ。もっとも、我々が伐採しているのはパルプ材にしかならない間伐材で、輸入材が安いこともあって、5500円から6000円くらいにしかならない。

(塚) 松茸はどうか。

(小西) 少し採れるが、これで大きな収入を得るところまではいっていないので、今後の研究課題としている。

(塚) 松茸生産地区画を定め、部外者が立ち入らないようにして専門的に栽培するような計画はないか。

(小西) 昭和55年頃、松茸山を経営したらどうかという意見が出てきた。調査したら、組合所有地のうち5・6haほど適地があるが、腐葉土が30cmも堆積していて、これを除去するのに費用がかかりすぎることがわかった。このような資金投下をしても、はたして十分に収穫できるかどうか疑問があり、また、第二種兼業農家ばかりの組合員によって盗穫を防止する管理上の問題もあった。そこで、栽培適地に組合員が独自に栽培することは自由という方針を定めるに留まった。

② 樹種転換

(山上) 樹種転換を考慮中とのことだが、転換後の樹種は何を選定する予定か。

(小西) かつては、様々な樹種の山林であった。昭和40年代から50年代にかけて、拡大造林・一斉造林という名の下に、松の適地であるとはいえ、松造林一辺倒であった。しかし、松食虫被害の問題もあり、将来は変化に富んだ山林を造るため、樹種転換を考えなければならない。その意欲はあるが、たとえば、3haや4haといった規模でくぬぎを植えたりすると、部分的に活着が悪かったり枯れたりという恐れがある。以前に中国山地に自生するきはだを1haほど植えたところ、すべて枯れてしまったが、北側急斜面に30aほど植えたところ、うまく育っている。

このように樹種転換は難しいので、十分に指導を受けて事前調査をしなければならないと考えている。

③ 組合の会計

(塚) 丸山生産森林組合の収入の内訳について、詳しく聞きたい。

(小西) 昨年度は、収益および費用ともに1,711万円、剰余金が339万4千円となっている。立木および木炭の売却が組合定款上の主たる事業だが、その収益は74万8千円に過ぎない。それ以外の収入として、953万7千円を決算している。その主なものは、様々な作業の請負代金収入だが、まず、生活環境保全林造成に関するものが200万円、分譲別荘地や近辺道路の草刈り落葉清掃、松食虫の被害にあった松の伐採が、202万9千円、リゾートホテル敷地内における芝の管理や周辺の清掃等が260万円、その他、町道・広域農道・水源地の草刈り、防火のためのパトロールなどから若干の収入がある。これらの作業は、原則として、組合員やその家族の出役で行ない賃金を支払っている。丸山地区の人口は約400名だが、60歳以上の人が120名を超える。高齢者は、なるべく地区内で働きたいという希望を持っているので、常時15・6名ほどの動員が可能だ。ただしこれは、草刈り等の軽作業に限っている。松の伐採は負担が大きいので、林業会社に委託している。出役者への支払いなど諸経費を差し引いて、約300万円が残っている。なお、上記953万7千円以外に、土地貸付料収入が30万円ある。これは、組合所有地内の河川敷を採石業者に貸し付けているものだ。

(塚) 景観の向上といった理想が組合の経営とどのように関係するか。

(小西) 分譲別荘地の場合にも、森林率70%という県の指導がある。それほど山林を大切にしなければならないということだ。河川のBOD

に関する県の基準は30ppmだが、丸山では、2ppmを達成している。生産森林組合も、地域住民として水質を保つなど環境保全に最大限の努力をしなければならない。このような環境保全が都市との交流につながることになる。

④ 非農林業的利用

(塚) 分譲別荘地やリゾートホテル用地は、生産森林組合が売り払ったものか。

(小西) そうだ。一部、組合と企業が2.4倍の比率で交換したものもある。

(山上) 44haの生活環境保全林の内容について聞きたい。

(小西) 生活環境保全林とは、山林の保健機能を重視した林野庁の方針によって設けられた制度で、丸山地区の場合、米子市から車で30分程度という交通の便利さゆえに、前述のように平成元年に、国と県からこの指定を受け、「ふれあいの森」という名が付けられている。生産森林組合が町に地上権を設定した上で、国や県が投資するという方法がとられる。これまで、遊歩道約4キロおよび広葉樹林や松林の整備が行われた。

⑤ 次世代組合員の育成

(七里) 組合員のあとの状況はどうか。若い世代は、どの程度、地区内に残り生産森林組合の作業に従事しているか。

(小西) 組合員82名は、ほとんど米子市近辺に通勤しているが、年間3人役の出役には支障がない。一斉出役は60名ほどだ。あとの問題で不安がないわけではない。私の例でいえば、あとのつぎが県職員を務めているが、勤務の関係で別居中だ。ただ、将来は戻ってくると思う。一般論をいえば、生活状況をさらに改善していくことが必要だ。将来は農林業の時代だという声もあるが、その通りだと思う。今、我々がもっと魅力のある農林業を築く努力をすれば、とくに丸山は魅力のある地域なので、後継者問題

は心配いらぬし、新しい住民さえ増えるだろう。

⑥ 転出者問題

(山上) 定款上は組合員資格はどうなっているか。

(小西) 組合の定款は模範定款に準じているが、その7条は、第1号で「組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人」、第2号で「組合の地区内に住所を有する個人で林業を行う者又はこれに従事する者」を有資格者としている。82名の組合員中、県外への転出者1名、県内米子市近辺への転出者2名となっている。一時、この人々にも配当金を支払ったことがある。その後、県外転出者のところへ事情説明に行き、脱退を求めたが受け入れられなかった。もともと、生産森林組合が所有する山林は、丸山の区有林だったのであり、個人が出資して形成したものではなく、村づくりのための財産である。そのため、第2号でいう組合員は地区内居住者たるべしという理念を重視しなければならない。このような3人役の出役がはたせない組合員には、やむをえず出不足金1日6000円を課して免除するという方法をとっている。ところが、金銭を払えば義務をはたしていると言われて、憂慮している。地区内居住者は、町民税を支払い、生産森林組合の出役をはじめとした様々な務めをはたして郷土を守っている。たとえば、東京や外国にまで転出した者が子々孫々に到るまで権利主張するとすれば、組合は崩壊する。そのため、転出者脱退の原則を明らかにする定款に改正しなければならないと考えている。

(山上) 佐賀県の例を紹介すると、県下173の生産森林組合のうち、6、7割の組合は、丸山生産森林組合と同様の規定を有していた。しかし、このような定款は地域の実情に合わないため、1号と2号を統合した内容、すなわち、地区

内の森林を現物出資した地区内居住者を有資格者とするという規定に改正し、転出者脱退の原則をうたう傾向が出てきた。現在もこの傾向は続いている。

(塚) 転出者が脱退に応じた例はあるのか。

(小西) ある。

(塚) その場合の払戻金に関して聞きたい。

(小西) 昭和30年代に転出者2名が生じたが、いずれも出資額1万円を払戻した。昭和50年に独居の組合員が死亡し、甥が帰村してその世帯を継いだ。組合員資格の承継を辞退したので、当時の出資額6万円を払い戻した。これらの人も、潜在的には、各自の持分に応じた土地の時価相場での払戻しを受けたいと思っていたかも知れないが、本来、この山林は、先人の残した地域の財産だから、村づくりのために活用しなければならず、そのためには、時価相場を基準とする払戻しは不可能だ。

(宮崎) 私の町で、転出者の持分をどうするか問題となっている地区がある。その持分は、全員に分けることとなるのだろうか。分取造林がなされていたらどうか。

(小西) 組合の含み資産まで考慮して持分払戻しをすると、組合は成り立たないので、出資額を限度とする払戻しの原則は、守らなければならない。分取造林は、丸山では行っていない。

IV 生産森林組合の将来(岡森報告)

① 現物出資に関する統計結果の分析

(塚) 生産森林組合に対する現物出資評価額の説明があったが、各県間の差は、出資時に人工林を有していた入会集団がその立木評価をしたかどうかに関わっているのではないかと。

(岡森) そういう面があると思うが、どのような土地評価をしているかわからないので、何ともいえない。人工林の蓄積と現物出資額の格差が一致しないところに疑問がある。

(塚) 土地は、固定資産税評価額にもとづいて評価されていると思う。そのため、格差は、立木の評価によって生じたと思えない。福岡市東区所在の生産森林組合などが取引地価で評価したとすれば別だが。

(岡森) たとえば福岡県と宮崎県における生産森林組合所有地の人工林蓄積はそれほど変わらないのに、1ha当たりの現物出資額は、前者が31万9千円、後者が3万円となっている。この差が何によって生じているのか不明だ。

(塚) 森林蓄積は、現在の森林を基準に評価する。これに対して、現物出資は、出資時を基準とする。宮崎県において出資当時はほとんど天然林だったのに対して、福岡県の場合、人工林が出資されたという可能性がある。

(岡森) その説に従って、宮崎県では、生産森林組合設立後に人工造林が進んだと解した場合、その後、飛躍的に人工林蓄積が進んで福岡県と同水準に達したということになるが、不自然ではないか。

(塚) 人工林面積は、統計上、かなり正確に現状把握されるが、一斉調査表において、人工林蓄積は変更されないことが多い。県によっては、正確に変更しているところもあり、また、個別計画などで蓄積を見直したところもあるが、そうでないところもある。このように、統計上表われる蓄積は、組合によって正確でないことがあり、必ずしも現況を忠実に示しているとはいえない。ただ、出資時の森林評価の違いは、その当時の森林の状況を正確に表しているとは思わう。

司会(矢野) 確かに、福岡県の現物出資額は、他県に比べて非常に多いようだが、福岡県関係者にこの点を聞きたい。

(友清) 現物出資額が1組合当たり1335万8千円という数字を見て、私も驚いている。考えられる原因として、立木評価が高かったという点

をあげることができる。税制改正前、住民税が安かった時代に、1000万円という基準を気にせずに立木評価をしていたのではないか。最近の設立に際しては、極力、1000万円以内での評価で出資している。

② 減資について

(岡) 減資目的の立木評価の場合、毎木調査の上で市場価格により評価しなければならないか。それとも、一律〇%減として評価することができるのか。

(岡森) 厳密に言えば、毎木調査が必要なのだろうが、税務当局は、そこまで要求しないという話を聞いた。申告する時に、これだけ立木の価格が下落しているので減資しますということで、出資金を減額して青色申告する。税務署は、それに合わせて課税する。

(山上) 減資をするという前提で、どのような理由を付けるかということだ。佐賀県では、相続税課税の資産評価を基準に出資していた。以前の評価もそれほど高いものではなかったが、現時点では、さらにその価格が下落しているから時代に合った出資額に変更するという理由にもとづいたわけだ。会計処理上、減資相当額を借方出資金とし、貸方には未払金として処理する。その後、出資総額および口数の変更という登記手続きが必要だ。

(岡) その申告は、特別の申告用紙によって行なうのか。

(山上) 申告する時点で、決算書の内容に出資金減額が示されているから、特別の用紙を添付して申告するということはない。この申告により、当該年度から住民税が減額される。

③ 生産森林組合による直接的経営の困難
(岡) 岡山県では、公社造林があと数年で終了する予定だが、その後の生産森林組合所有地について、どういう政策をとったらよいか。個人的には、雑木を植えたらよいと思うが、費用の

問題もあるので、知恵を借りたい。

(岡森) 生産森林組合直轄で利用できればそれが一番よいが、それができなければ、後は、公団造林しかない。どの程度まで、それが可能かという問題はあるが。

(岡) 組合員の出役は、高齢化が原因で、平均的には半分くらいだ。管理ができない部分については、森林組合へ委託している状態だ。生産森林組合による直轄管理は、非常に難しい状況にある。

(大北) 生産森林組合の場合、土地の貸借は不可能なのか。生産森林組合の定款からすれば、森林という現物の出資を受けそれを管理するのが事業目的だ。立木と土地は不離一体のもので、我々は、これを表わすことばとして、森林よりも山林という用語を使っている。そのような点から考えるなら、定款変更することにより、ゴルフ場用地、リゾート用地として貸し付ける、あるいは機関造林以外に、第三者・第三セクターに貸し付けて森林を育成するといった方法で収益が望めるのではないか。現在、林野庁をはじめとする行政は、土地の貸し付けを禁止しているが、機関造林の分収契約において、収益の分配金の中には、地代相当分が含まれていると考えることができるから、法体系の見直しになるかもしれないが、上記の方法を考えてもよいのではないか。

(岡森) 生産森林組合の付帯事業の問題とも関係する課題だ。一応、生産森林組合の目的は林業経営であり、分収契約の締結は、その土地の上で森林を育成することが内容だから、それほど問題は起きない。ただリゾートなど、林業以外の事業実施のために土地を貸し付けるという方法は、森林組合法を厳格に解釈すれば難しい。この点、林野庁も結論は出していない。

(友清) 現状において問題なのは、組合に現金収入がないということだ。森林組合法では、事

業内容として、森林経営、環境緑化木の生産、森林を利用してする農業、およびこれに付帯する事業があげられている。現在、森林は、木材生産の場だけではないというのが共通の認識になってきているように思われる。森林空間を利用して行なうキャンプ場経営などのレクリエーション事業などがその例である。おそらく、生産森林組合は、定款には、一般に森林組合法に掲げる事業内容しかうたっていないと思うが、上記のような非農林業的事業を実施する場合、「付帯事業」として行なうてよいのか、それとも、定款変更が必要なのか。

(岡森) 生産森林組合がそのような事業を直営的に行なう場合と、第三者に土地を貸し付けてこれを実施させるという場合では、事情が異なると思う。もっとも、前者のような直営方式は難しいだろう。後者が現実的方法として考えられるのだが、組合所有地を全面的にスキー場やゴルフ場の用地として利用に供するということが許されるのか。結局は、法律解釈に帰着することとなる。

(中尾) 分収造林特別措置法上は、公団造林の場合は共同経営という形式であって貸付けではないという解釈がなされる。私は、この法律には、かなりテクニックを弄しているという印象を有しており、問題を感じてはいるが、一応、上記解釈によれば、極端に言えば、すべての土地について公団造林に出してもよいこととなる。しかし、そうではなくて、地上権者がすべての組合所有地に植林するという方法は適法ではないとされる。さらに、山林を冬季にスキー場用地として貸し付けるという方法はどうか。この場合には、事業者が全面的に組合を排斥した形で土地の利用を継続するわけではなく、いわば、組合との共同使用という形態となるから、問題は少ないような気がする。しかし、すべてゴルフ場用地として貸し付けるということになる

と、やはり問題は出てくるだろう。

④ 優良な生産森林組合を中心とした「精鋭主義」

(堺) この研究会は、どちらかといえば、「入会整備研究会」となりがちで、整備後に設立された生産森林組合をどのように指導し経営展開を促すかという問題については議論が足りなかったように思う。岡森さんの報告は、生産森林組合を類型化し、法の理念に沿って展開していく組合と、その可能性の少ない組合を分けて考えるべきだという趣旨だが、私も賛成だ。すべての組合を森林組合法の制度に乗せて行くのは不可能だといわざるをえないので、可能性のない組合は別の形にして行くべきではないか。たとえば、収益配当のないもっぱら共益目的の山林を所有する集団を生産森林組合という形式にしておく必然性は少ない。このような集団は、構成員の移動にそれほど影響を受けないから、これを地方公共団体の下部組織的な形態、たとえば地縁団体法人に改めるという方法も一つの案であろう。生産森林組合を、それぞれの経営実態に即した形態にドラスティックに再編する法律の整備が必要だ。本来、生産森林組合の解散は、設立と同等のエネルギーを必要とするが、この状態を改めて、容易に別形態に移行することを認める特例法が求められていると思う。(岡森) 行政上の補助によって創ってきた生産森林組合を、また補助によって解散していくという政策が認められるかどうか問題はあろうが、山林の管理が放棄されはじめている現状を放置すれば、山林が良くなることはないことは事実だ。名案を持っている方に意見を聞きたいと思う。(山上) 名案を持っているわけではないが、経営面積の多少に関わらず共同経営の方針ならば生産森林組合をということ、生産森林組合を創りすぎたことは事実だと思う。弱小な組合でも、森林経営をしていることは間違いないのだ

が、最低5万円の法人住民税を負担に感じて解散まで考えている組合がかなりある。生産森林組合に対する政策を考えるなら、このような組合をいわば淘汰して精鋭主義を採用することが必要だろう。堺さんが指摘されるような特例法ができれば良いが、現在の補助体系の中で培われてきた制度を潰すことに対しては異論があるから、現行法の中で方策を考えて行かなければならないだろう。

⑤ 常時従事義務の原則は緩和できるか
(堺) 常時従事義務や従事割配当など生産森林組合の原則は緩和できるだろうか。前述した生産森林組合の類型化に私がこだわるのはこの点だ。多くの生産森林組合において、組合員の常時従事が無理なので、この原則を緩和して欲しいという意見を聞くことがあるが、私は不可能

だと思う。常時従事義務という制度があるからこそ、従事割配当の損金算入という有利な制度が活用できるのだ。もし生産森林組合でなくなれば、理論的にこの制度は利用できなくなる。すなわち、生産森林組合としての税制上の特典を享受するためには、やはり一定の条件を満たさなければならないということだ。したがって、その条件を満たせないのであれば、生産森林組合以外の形態に移行する他はない。

(岡森) 法律の建前としては、常時従事は、一応、組合員による100%の出役を意味するが、解釈としては、半分程度という目安が設けられている。私は、これをもう少し緩和できないかという現実的なアプローチで考えている。組織そのものを生産森林組合以外の形態にすべきだというのは別次元の議論だ。



〈大会記事〉

西日本入会林野研究会第18回大会、平成5年10月4日～6日に鳥取県米子市皆生温泉で、約140人の参加をえて開催された。地元鳥取県の農林振興局、市町村、生産森林組合等からも多数の参加があり、盛会な大会であった。

5日のシンポジウムでは、鳥取県農林水産部の原田専技室長、林野庁森林組合課の相模正芳総括補佐には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、ご挨拶をいただいた。

今回の大会は、これまでのような現地見学を行わないこととし、趣向を変えたスケジュールで開催された。5日の午前中は西南学院大学法学部の中尾英俊教授による「入会権基礎セミナー」が行われた。そして、5日午後には「入会林野整備問題」のテーマで2氏による問題提起と討議、6日午前中に「生産森林組合の今後の課題」のテーマで2氏による問題提起と議論という方法でシンポジウムが行われ、無事日程を終えた。

〈総会報告〉

西日本入会林野研究会の総会は、10月5日のシンポジウム終了後に開催され、堺正紘氏(九州大学農学部)の議長のもとで進められた。会務報告(平成4年9月～5年8月)、会計報告(同)、会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地、役員を選考について審議され、以下のとおり決定された。

1. 会務報告

(第18期、平成4年9月～5年8月)

1) 活動日誌

(平成4年)

10月12日～14日

西日本入会林野研究会第17回大会開催(宮崎市青島)

(平成5年)

4月19日 鳥取県入会担当者と第18回大会の打ち合わせ(鳥取市)

5月25日 東日本入会林野研究会会報第13号受領

5月25日 中日本入会林野研究会会報第13号受領

5月25日 東・中日本入会林野研究会会報第13号を運営委員に発送

5月25日 「入会林野及び生産森林組合の担当係・担当者の確認と西日本入会林野研究会第18回大会の予報について」の文書発送

7月9日 「西日本入会林野研究会会報第17号」の発送

7月30日 「西日本入会林野研究会第18回大会」の案内状の発送
「会員の確認及び会費の徴集について」の依頼状の発送
「運営委員会の開催」「幹事会の開催」の案内状の発送

2) 会計報告

(別紙の通り)

2. 審議事項

1) 次回開催地について

次回の第19回大会の開催地については、第5回大会を開催した鹿児島県内で開催していただきたいとの提案に対して、鹿児島

県の担当者から内諾をいただける発言があり、鹿児島県内で開催することが了承された。

2) 役員の変考について

新役員については、以下の方々が選出された。

① 市町村関係

酒井 利幸 (大分県九重町役場)
 守屋 徳夫 (愛媛県伊予三島市役所)
 大鶴 進吾 (福岡市森林公社)
 八木 達範 (鹿児島県大隅町経済課)
 未 定 (鳥取県市町村)

② 県関係

田村 和典 (鳥取県林務課)

渡辺 直史 (高知県林務局林業振興課)

村岡 慎也 (宮崎県林産課)

有村 栄作 (鹿児島県林業振興課)

石川 和則 (佐賀県林務課)

③ 大学関係

野村 泰弘 (徳山大学経済学部)
 矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)
 中尾 英俊 (西南学院大学法学部) ・代表委員
 岡森 昭則 (九州大学農学部) ・事務局

④ 監事

松原 功 (山口県入会コンサルタント)
 西森 正信 (高知県入会コンサルタント)

西日本入会林野研究会第18期会計報告

(平成4年9月1日～平成5年8月31日)

項目	前 期	今 期	摘 要
1. 前期繰り越し	162,049	151,489	
2. 会 費	183,500	198,500	397人
3. 大会参加費	348,000	388,000	97人
4. 会報売上	500	2,000	
5. 利 息	3,168	1,181	
収入合計	697,217	741,170	
1. 会 報 費	228,750	243,900	
2. 会場係旅費	108,840	86,160	
3. 連絡旅費	24,000	33,240	鳥取県との打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅費	88,840	61,080	
7. 通 信 費	15,818	22,727	
8. 謝 金	36,000	41,000	
9. 事務局費	43,480	50,000	
支出合計	545,728	538,107	
次期繰り越し	151,489	203,063	

平成5年10月4日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾 英 俊

会 計 監 査 報 告

第18期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監 事 松 原 功
 同 西 森 正 信



< 西日本入会林野

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日、
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人 (九州大学) 武井正臣 (島根大学) 吉嶺芳徳 (長崎県) 西森正信 (高知県) 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透 (鹿児島県)	南原博文 (島根県) 長友 格 (宮崎県) 山口達興 (福岡県) 大平英輔 (高知大学)	藤 和則 (佐賀県) 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 堺 正紘 (九州大学)	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梶原町) 山里 稔 (鳥取県) 斉藤政夫 (島根大学)
シンポジウム司会	中尾英俊 (西南大学) 堺 正紘 (九州大学)	武井正臣 (島根大学) 岡森昭則 (九州大学)	川田 勲 (高知大学) 佐藤友彦 (大分県)	西森正信 (高知県) 篠原武夫 (琉球大学)
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斉藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

研究会の歩み >

第5回	第6回	第7回	第8回
昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイッ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
160人	160人	170人	200人
「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」
船渡 消人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」
川東義明 (鹿児島県) 真孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村共有山組合) 岡森昭則 (九州大学)	山内舜郎 (愛媛県上林生産森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文 (宮崎県) 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次 (長崎県) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 武井正臣 (島根大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県臼杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下組生産森林組合) 矢野達雄 (愛媛大学)
中尾英俊 (西南大学) 河野俊克 (宮崎県)	武井正臣 (島根大学) 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶺芳徳 (長崎県) 岡森昭則 (九州大学)	西森正信 (高知県) 江淵武彦 (西南大学)
I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び廿日市木材工業団地

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和58年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15～17日	1986年9月10～12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島 開発総合センター	島根県西郷町 町立町 民体育館	佐賀県唐津市 唐津 シーサイドハイツ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究 テーマ	入会林野の運営と生産 森林組合	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経 営問題」	「入会林野等の活用と 今後の課題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島生産 森組) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森 組) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉(島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振興 課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法学 部)	和田政利 (岡山県楢原上第一区 生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合 協議会)
シンポジ ウム司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正紘(九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法学 部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊 (西南学院大学法学 部) 松原功 (山口県椎茸農業協 同組合)
シンポジ ウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の 選択 III 生産森組の経営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活 用の可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営 問題	I 生産森林組合の現状 と課題 II 入会地および整備に 関する法律問題	I 報告に対する事実確 認 II 入会整備に関する問 題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的 問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

	第13回	第14回	第15回	第16回
開催時期	1987年9月9～11日	1989年8月30日～9月1 日	1990年9月26～28日	1991年9月18～20日
開催場所	福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市(湯本温 泉)白木屋グランドホ テル	大分県湯布院町、湯布 院ハイツ 九重レーク サイドホテル	高知市 三翠園ホテル
参加者数	145人	154人	約180人	約150人
研究会 の方向	入会林野利用の今後の 方向	「入会林野高度利用の 課題」	「入会的生産森林組合 の現状と活性化の方向」	「リゾート開発と入会 林野」
特別講演	芳田 誠一「入会林野 整備をめぐる情勢」	河田 護郎	船本 博昭	小川 晃
問題提起	鶴 敏信 (福岡県行橋農林事 務所林務課) 神菊恵一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡敦 (山口県治山課)	竹林彌壽友 (山口県三隅市生産森 林組合) 稲生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林 業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田波孝基 (大分県上村生産森林 組合) 石谷秀彰 (長崎県県北振興局) 吉村俱美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法学 部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生産森 林組合) 川原祥治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振興 課) 依光良三 (高知大学農学部)
シンポジ ウム司会	矢野達雄 (愛媛大学法文学 部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組 合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法学 部) 稲田張一 (佐賀県林務課)	川原祥治 (福岡市森林公社) 堺 正紘 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法学 部) 七里成徳 (長崎県林務課)
シンポジ ウムの内容	I 入会整備前の諸問題 について II 入会整備後の諸問題 について	I 三隅市生産森林組合 の経営内容 II 個人分割を目的とす る整備 III 入会権明確化の必要 性 IV 多機能重視型森林経 営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的 問題 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対す る助成措置 IV 生産森林組合の解散 問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問 題 II 経営上の問題
現地視察	小石原生産森林組合	三隅市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林 組合

	第17回	第18回
開催時期	1992年10月12日～14日	1993年10月4日～6日
開催場所	宮崎市青島 青島観光ホテル	米子市皆生温泉 皆生グランドホテル
参加者数	約150人	約140人
研 究 テ ー マ	「地域開発と入会林野」	「入会林野整備と生産森 林組合」
問 題 提 起	那須恒平 (宮崎県十根川入会林 野整備組合) 田代哲二 (北九州市農林課) 鈴木千鶴王 (愛媛県別子山村経済 課) 堺 正紘 (九州大学農学部)	七里成徳 (長崎県林務課) 大鶴進吾 (福岡市森林公社) 小西護郎 (鳥取県丸山生産森林 組合) 岡森昭則 (九州大学農学部)
シンポジ ウム司会	吉村俱美 (鳥取県倉吉地方農林 振興局) 岡森昭則 (九州大学農学部)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 松原功 (山口県入会コンサル タント)
シンポジウ ムの内容	I 入会慣習に関する問 題 II 生産森林組合の機能	I 入会林野整備問題 II 入会慣習の再確認作 業 III 丸山生産森林組合の 現状と課題 IV 生産森林組合の将来
現地視察	国富町 下三名生産森 組	現地視察なし

1993年7月14日 印刷

1993年7月15日 発行

編 集 西日本入会林野研究会

発 行 福岡市早良区西新6～2～92 (814)

西南学院大学法学部内

☎ (092) - 841 - 1311

印 刷 松隈印刷株式会社

☎ (092) - 721 - 0769

